「公立美術館のリニューアルに向けての考察」 (資料編)

2023年度 京都芸術大学 通信教育部芸術学部 卒業研究 芸術学科 芸術学コース 吉川 英二

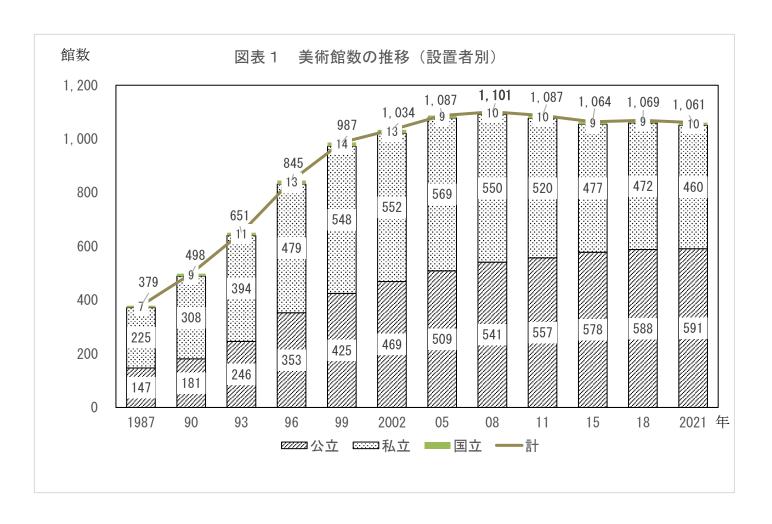
図 表 一 覧 (目 次)

図表	1	美術館数の推移(設置者別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
図表	2	美術館数の推移(設置者別データ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
図表	3	開館年別の美術館数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
図表	4	開館年別の美術館数(データ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
図表	5	美術館の入館者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
図表	6	美術館の入館者数の推移(データ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
図表	7	美術館の1館当たりの入館者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
図表	8	美術館の1館当たりの入館者数の推移(データ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
図表	9	美術館数の推移(博物館登録制度での区分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
図表	10	美術館数の推移(博物館登録制度での区分データ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
図表	11	社会教育施設の比較(2017(平成 29)年度)	6
図表	12	社会教育施設の比較(2020(令和2)年度、新型コロナ禍の時期)・・・・	6
図表	13	博物館に関する社会教育費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
図表	14	博物館に関する社会教育費の推移 (データ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
図表	15	博物館の開設・リニューアル館数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
図表	16	美術館の開設・リニューアル館数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
図表	17	博物館・美術館の開設・リニューアル館数の推移(データ)・・・・・・・・	10
図表	18	セーフティネットの仕組み (イメージ図)	11
*	図表	長1~図表 12 は、文部科学省「社会教育調査」を基に筆者作成	
*	図表	長 13~図表 14 は、文部科学省「地方教育費調査」を基に筆者作成	
※	図表	長 15~図表 17 は、株式会社丹青研究所「ミュージアム・データ」を基に筆	者作成

※ 図表 18 は、預金保険制度を参考に筆者作成

資料一覧(目次)

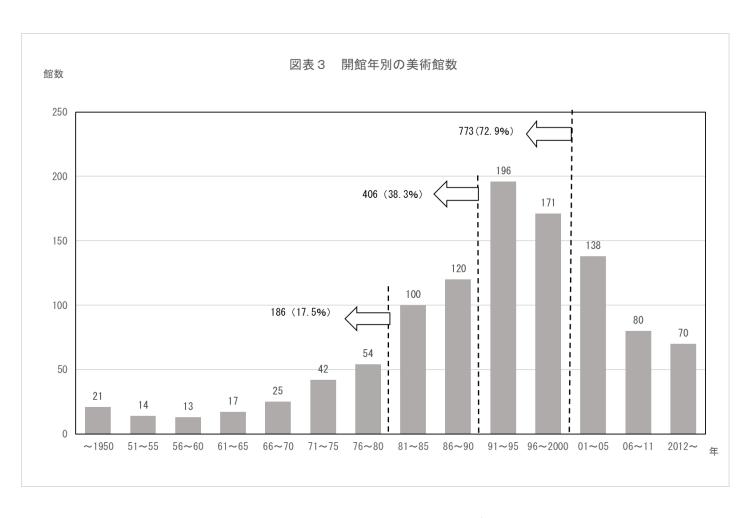
資料1	リニューアル事例の比較	
(1)	基本情報・既存館の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2)	リニューアルの手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(3)	ハード面の措置と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(4)	ソフト面の措置と特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(5)	現地調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(6)	方針変更した2館(滋賀県、宮城県)の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
資料2	美術館の施設整備に活用できる国の支援措置(2023年度現在)	36
資料3	美術館の制度・あり方に関する略年表	38



図表 2 美術館数の推移 (設置者別データ)

(単位:館数)

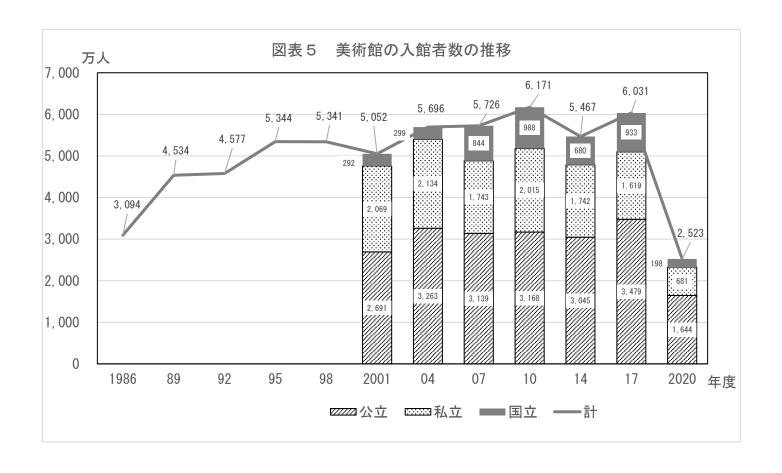
調査	時期		設置者	区分		公立の内訳				
西暦	元号	計	公立	私立	国立	都道府県	市 (区)	町	村	組合
1987	S62	379	147	225	7	45	73	24	4	1
1990	Н2	498	181	308	9	45	87	43	6	0
1993	Н5	651	246	394	11	52	110	69	15	0
1996	Н8	845	353	479	13	56	161	114	20	2
1999	H11	987	425	548	14	65	187	145	28	0
2002	H14	1,034	469	552	13	65	209	165	30	0
2005	H17	1, 087	509	569	9	77	305	103	20	4
2008	H20	1, 101	541	550	10	83	348	96	13	1
2011	H23	1, 087	557	520	10	79	369	93	15	1
2015	H27	1,064	578	477	9	77	388	96	16	1
2018	Н30	1,069	588	472	9	82	398	93	14	1
2021	R3	1,061	591	460	10	82	398	94	16	1



図表4 開館年別の美術館数 (データ)

(単位:館数)

				<u> </u>	(平四、阳频)
開館	時期	総計		登録博物館・	博物館類似施設
西暦	元号		構成比(%)	博物館相当施設	
~1950	~S25	21	(2.0)	13	8
1951~55	S26~30	14	(1.3)	10	4
1956~60	S31~35	13	(1.2)	9	4
1961~65	S36~40	17	(1.6)	9	8
1966~70	S41~45	25	(2.4)	16	9
1971~75	S46~50	42	(4.0)	26	16
1976~80	S51~55	54	(5.1)	36	18
1981~85	S56~60	100	(9.4)	62	38
1986~90	S61∼H2	120	(11.3)	55	65
1991~95	H3∼7	196	(18.5)	77	119
96~2000	H8∼12	171	(16.1)	64	107
2001~05	H13~17	138	(13.0)	41	97
2006~11	H18~23	80	(7.5)	20	60
2012~	H24∼	70	(6.6)	19	51
総		1,061	(100.0)	457	604

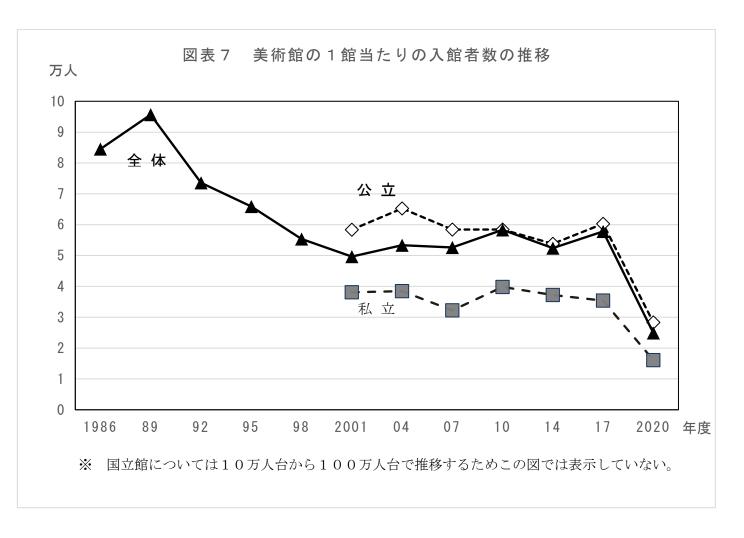


図表6 美術館の入館者数の推移(データ)

(単位:千人)

年月	度間		設置者	区分		公立の内訳				
西暦	元号	計	公立	私立	国立	都道府県	市 (区)	町	村	組合
1986	S61	30, 936								
1989	H元	45, 342								
1992	H4	45, 765								
1995	Н7	53, 439								
1998	H10	53, 414								
2001	H13	50, 522	26, 910	20, 694	2, 918	9, 815	13, 131	3, 479	485	_
2004	H16	56, 956	32, 626	21, 345	2, 985	15, 350	14, 984	1, 918	318	56
2007	H19	57, 256	31, 389	17, 431	8, 436	13, 519	16, 293	1, 436	107	34
2010	H22	61, 711	31, 679	20, 149	9, 883	10, 706	19, 781	1,061	93	38
2014	H26	54, 672	30, 450	17, 423	6,800	11, 545	17, 730	1,038	86	51
2017	H29	60, 310	34, 792	16, 185	9, 334	13, 857	19, 824	983	83	44
2020	R2	25, 228	16, 437	6, 811	1, 981	5, 691	10, 208	486	40	12

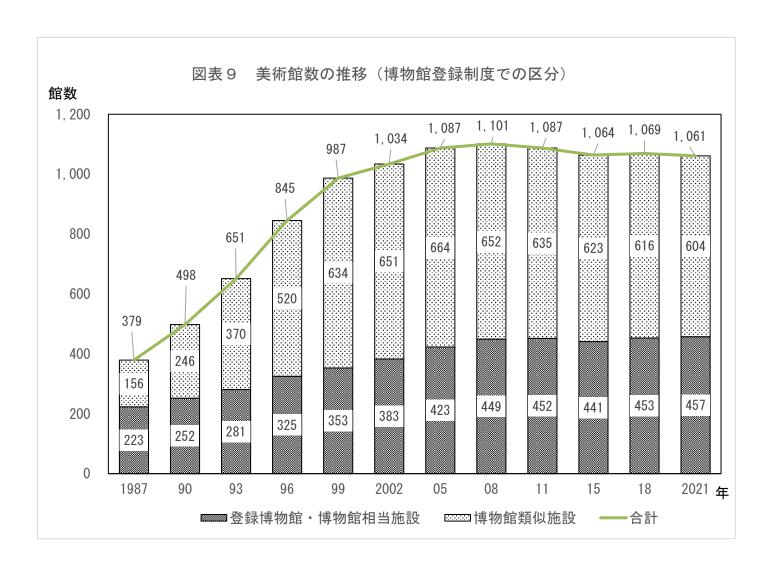
[※] 平成11年度調査(平成10年度間)以前の調査では設置者別の内訳がない



図表8 美術館の1館当たりの入館者数の推移(データ)

(単位:人)

									\	<u> / (/ </u>
年月	度間		設置	者区分		公立の内訳				
西暦	元号	計	公立	私立	国立	都道府県	市 (区)	田丁	村	組合
1986	S61	84, 524								
1989	H元	95, 658								
1992	H4	73, 577								
1995	Н7	65, 893								
1998	H10	55, 351								
2001	H13	49, 677	58, 373	38, 110	224, 462	153, 359	63, 435	21, 475	17, 321	_
2004	H16	53, 530	65, 252	38, 459	331, 667	210, 274	49, 452	19, 180	15, 900	14,000
2007	H19	52, 625	58, 453	32, 220	843, 600	164, 866	47, 226	14, 958	8, 231	34,000
2010	H22	58, 328	58, 448	39, 820	988, 300	137, 256	55, 254	11,659	6, 643	38,000
2014	H26	52, 418	53, 798	37, 228	755, 522	153, 932	46, 904	10, 817	5, 344	51, 100
2017	H29	57, 823	60, 298	35, 415	1, 037, 060	175, 411	50, 832	10, 565	5, 948	44, 154
2020	R2	24, 905	28, 339	16, 102	198, 056	72, 041	26, 040	5, 226	2, 688	11, 617



図表 10 美術館数の推移(博物館登録制度での区分データ)

(単位:館数)

調査	時期		総	計		登録博	物館・博	物館相当	施設		博物館類	似施設	
西暦	元号	計	公立	私立	国立	計	公立	私立	国立	計	公立	私立	国立
1987	S62	379	147	225	7	223	86	135	2	156	61	90	5
1990	Н2	498	181	308	9	252	91	159	2	246	90	149	7
1993	Н5	651	246	394	11	281	103	176	2	370	143	218	9
1996	Н8	845	353	479	13	325	132	190	3	520	221	289	10
1999	H11	987	425	548	14	353	145	205	3	634	280	343	11
2002	H14	1,034	469	552	13	383	166	210	7	651	303	342	6
2005	H17	1,087	509	569	9	423	191	227	5	664	318	342	4
2008	H20	1, 101	541	550	10	449	203	240	6	652	338	310	4
2011	H23	1,087	557	520	10	452	204	242	6	635	353	278	4
2015	H27	1,064	578	477	9	441	226	209	6	623	352	268	3
2018	H30	1,069	588	472	9	453	235	213	5	616	353	259	4
2021	R3	1,061	591	460	10	457	240	211	6	604	351	249	4

図表 11 社会教育施設の比較(2017(平成 29)年度)

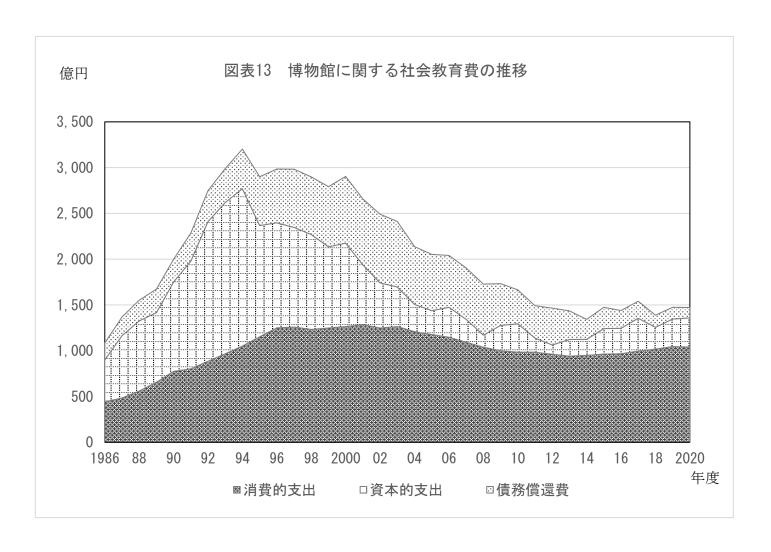
	施設数	利用者数	1館当たりの利用者数
公 民 館	13, 263	1億6,652万人	12,555人
	(14, 281)		
図 書 館	3, 341	1億7,790万人	53,247人
	(3, 360)		
博 物 館	5, 569	3億 307万人	54,421人
	(5, 738)		
美 術 館	1, 043	6,031万人	57,823人
	(1, 069)		

- ※1 施設数は2017 (平成29) 年度の休館を除いた開館数。() 内は2018 (平成30) 年10月の施設数。
- ※2 公民館の利用者数は、施設が主催又は共催した学級・講座及び諸集会の参加者数を除いている。
- ※3 図書館の利用者数は「図書の帯出者数」(図書を借用して館外へ持ち出した者の延べ人数)
- ※4 博物館の利用者数は「入館者数」
- ※5 1 館当たりの利用者数は、2017 (平成29) 年度の利用者数を開館数で除して算出

図表 12 社会教育施設の比較(2020(令和 2)年度、新型コロナ禍の時期)

	施設数	利用者数	1 館当たりの利用者数
公 民 館	12,710	1億1,020万人	8,670人
	(13, 798)		
図書館	3, 377	1億4,249万人	42,194人
	(3, 394)		
博 物 館	5, 503	1億3,970万人	25,386人
	(5, 711)		
美 術 館	1, 013	2,523万人	24,905人
	(1, 061)		

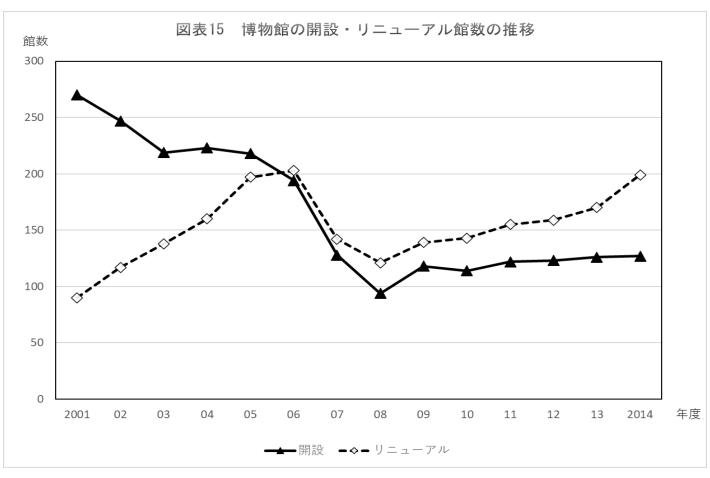
- %1 施設数は 2020 (令和 2) 年度の休館を除いた開館数。() 内は 2021 (令和 3) 年 10 月の施設数。
- ※2 公民館の利用者数は、施設が主催又は共催した学級・講座及び諸集会の参加者数を除いている。
- ※3 図書館の利用者数は「図書の帯出者数」(図書を借用して館外へ持ち出した者の延べ人数)
- ※4 博物館の利用者数は「入館者数」
- ※5 1館当たりの利用者数は、2020 (令和2) 年度の利用者数を開館数で除して算出

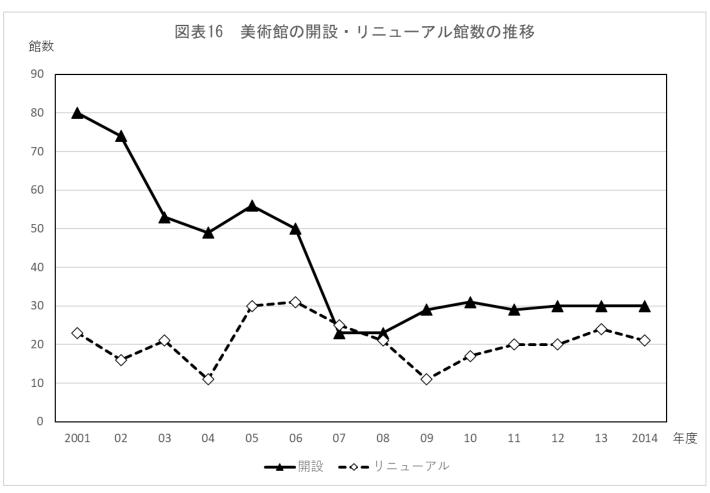


図表 14 博物館に関する社会教育費の推移(データ)

(単位:千円)

年	 ·度	総額	消費的支出		資本的支出		債務償還費
西暦	元号			人件費		土地・建築費	
1986	S61	108, 347, 453	44, 186, 769	16, 317, 980	45, 760, 763	31, 434, 951	18, 399, 921
1987	S62	136, 923, 302	48, 468, 176	16, 917, 557	67, 879, 943	55, 730, 365	20, 575, 183
1988	S63	155, 113, 780	55, 961, 661	18, 545, 975	76, 615, 304	59, 881, 247	22, 536, 815
1989	H元	167, 278, 841	65, 485, 382	21, 147, 019	76, 053, 278	57, 938, 409	25, 740, 181
1990	Н2	199, 858, 196	77, 514, 437	23, 663, 906	97, 552, 096	75, 574, 710	24, 791, 663
1991	НЗ	228, 511, 361	80, 170, 112	25, 398, 591	117, 724, 363	87, 871, 836	30, 616, 886
1992	H4	274, 863, 350	88, 468, 389	27, 433, 381	152, 695, 273	118, 957, 922	33, 699, 688
1993	Н5	299, 057, 980	96, 714, 394	29, 982, 327	165, 149, 609	123, 379, 738	37, 193, 977
1994	Н6	320, 254, 133	105, 050, 776	39, 880, 911	171, 914, 654	136, 796, 970	43, 288, 703
1995	Н7	290, 084, 552	115, 226, 089	41, 533, 131	121, 522, 126	94, 640, 519	53, 336, 337
1996	Н8	298, 522, 951	124, 984, 003	44, 073, 238	114, 806, 854	80, 156, 521	58, 732, 094
1997	Н9	298, 198, 748	125, 953, 785	45, 090, 010	108, 675, 712	86, 074, 095	63, 569, 251
1998	H10	289, 909, 371	123, 285, 517	45, 772, 445	103, 648, 282	77, 792, 514	62, 975, 572
1999	H11	279, 153, 018	124, 847, 682	46, 477, 640	88, 621, 197	70, 525, 535	65, 684, 139
2000	H12	290, 454, 886	126, 461, 314	46, 670, 373	91, 105, 953	75, 951, 112	72, 887, 619
2001	H13	265, 783, 861	128, 487, 086	47, 817, 990	65, 249, 401	48, 396, 765	72, 047, 374
2002	H14	249, 102, 343	124, 826, 191	47, 580, 767	49, 295, 999	33, 485, 463	74, 980, 153
2003	H15	241, 034, 694	126, 454, 095	47, 540, 132	43, 045, 889	32, 969, 103	71, 534, 710
2004	H16	213, 605, 506	120, 797, 721	45, 091, 453	29, 803, 809	21, 595, 698	63, 003, 976
2005	H17	205, 238, 255	117, 604, 400	44, 634, 755	26, 140, 925	20, 353, 554	61, 492, 930
2006	H18	204, 077, 598	114, 597, 347	45, 102, 200	32, 848, 708	27, 239, 792	56, 631, 543
2007	H19	190, 380, 834	109, 275, 119	44, 788, 840	25, 069, 280	18, 486, 583	56, 036, 435
2008	H20	172, 741, 949	103, 905, 734	42, 079, 715	13, 037, 670	7, 652, 744	55, 798, 545
2009	H21	173, 230, 333	99, 910, 230	40, 451, 955	27, 707, 299	22, 830, 593	45, 612, 804
2010	H22	166, 355, 319	98, 335, 461	39, 366, 261	30, 941, 770	25, 683, 298	37, 078, 088
2011	H23	149, 161, 099	98, 387, 961	38, 959, 386	15, 382, 565	8, 867, 048	35, 390, 573
2012	H24	146, 530, 046	96, 087, 434	37, 485, 314	10, 181, 811	6, 822, 104	40, 260, 801
2013	H25	143, 585, 073	93, 964, 864	35, 629, 592	18, 249, 405	13, 577, 045	31, 370, 804
2014	H26	134, 224, 137	94, 883, 661	35, 895, 111	17, 517, 387	12, 729, 273	21, 823, 089
2015	H27	147, 459, 089	96, 250, 917	37, 130, 219	27, 836, 761	22, 286, 322	23, 371, 411
2016	H28	143, 948, 003	96, 731, 645	37, 320, 735	27, 706, 097	21, 094, 544	19, 510, 261
2017	H29	153, 949, 269	99, 633, 957	37, 587, 411	35, 912, 969	27, 753, 327	18, 402, 343
2018	H30	138, 879, 622	101, 802, 074	38, 201, 944	23, 630, 495	18, 231, 390	13, 447, 053
2019	R元	147, 429, 746	104, 498, 770	39, 120, 717	30, 196, 044	23, 456, 431	12, 734, 932
2020	R2	147, 167, 287	103, 957, 274	40, 163, 450	31, 830, 312	24, 287, 637	11, 361, 701



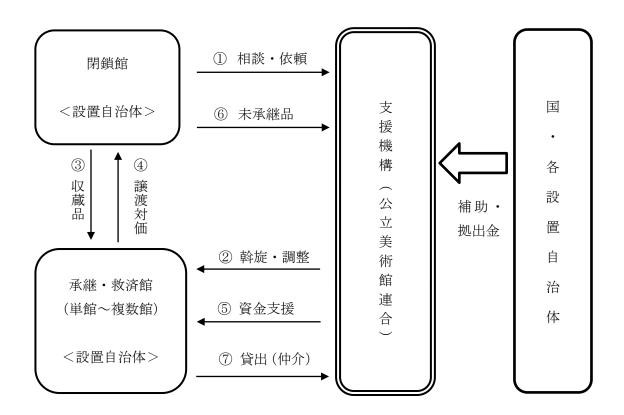


図表 17 博物館・美術館の開設・リニューアル館数の推移 (データ)

(単位:館数)

年月	变	開設博物館		リニューアル博	葬物館
西暦	元号		うち美術館		うち美術館
2001	H13	270	80	90	23
2002	H14	247	74	117	16
2003	H15	219	53	138	21
2004	H16	223	49	160	11
2005	H17	218	56	197	30
2006	H18	194	50	203	31
2007	H19	128	23	142	25
2008	H20	94	23	121	21
2009	H21	118	29	139	11
2010	H22	114	31	143	17
2011	H23	122	29	155	20
2012	H24	123	30	159	20
2013	H25	126	30	170	24
2014	H26	127	30	199	21

^{※ 「}移転新築施設」と「取り壊し新築施設」は開設博物館として扱っている。



[セーフティネットの流れ]

- ① 閉鎖予定の館から支援機構に対して収蔵品の承継が可能な美術館の斡旋について相談・依頼
- ② 支援機構が収蔵品の承継が可能な美術館(単館~複数館)について斡旋・調整
- ③ 閉鎖館から承継・救済館へ収蔵品を譲渡
- ④ 承継・救済館から閉鎖館へ収蔵品譲渡の対価を支払
- ⑤ 支援機構から承継・救済館へ収蔵品の譲受に必要な資金を支援
- ⑥ 承継・救済館に承継されなかった収蔵品を支援機構が一時保管
- ⑦ 承継した収蔵品は支援機構の仲介により他の公立館へ優先的に貸出

[セーフティネットの基盤となる支援機構]

- ・公立美術館の連合組織が支援機構を設置
- ・支援機構の財政は国の補助や各設置自治体の拠出金で支援
- ・支援機構は共同収蔵庫(見せる収蔵庫機能を付与)を設置し、承継されない収蔵品を一時保管
- ・一時保管の収蔵品の承継先を探すとともに見せる収蔵庫での展示や公立館からの貸出依頼に対応

資料1 リニューアル事例の比較

(1) 基本情報・既存館の課題

	美術館名	タイプ	開館	再開館	人口	既存館の課題
			年月	年月	(万人)	
1	富山県	新築型	1981. 7	2017. 3	103. 5	・建物の耐震性の不足、美術品保管に適さない消火・空調設備
		(移転)				・幅広い集客が困難な立地
2	長野県立	新築型	1966. 10	2021. 4	204. 8	・建物の老朽化・抜本的なバリアフリー化が難しい構造
						・展覧会の大型化への対応困難、交流スペースの不足
3	八戸市	新築型	1986. 11	2021. 11	22. 3	・1969 年建設の旧税務署庁舎の転用
						・建物の老朽化・陳腐化、展示・収蔵スペース・機能の不足
4	鳥取県立	新築型	1972. 10	2025 春	55. 3	・建物の老朽化、設備の老朽化、収蔵庫等のスペース不足
		(移転)		予定		・国の史跡指定地内の立地のため増改築・敷地拡張が困難
5	福岡県立	新築型	1964. 11	2029 年度	513. 5	・建物の老朽化、施設の狭隘化による収蔵スペースの不足
		(移転)		予定		・美術館仕様でない建物のため、近年の美術館をめぐる変化(大型作
						品の展示、大規模企画展の開催)に対応困難
6	福岡市	改修型	1979. 11	2019. 3	161. 2	・施設・設備の老朽化、ユニバーサル化の遅れ
						・展示・収蔵機能の低下・劣化
7	京都市	改修型	1933. 11	2020. 3	146. 4	・建物・設備の老朽化、スペース不足
	京セラ	(増築)				・文化芸術の発信拠点など現代のニーズへの対応が必要
8	滋賀県立	方針変更	1984. 8	2021.6	141. 4	・施設の老朽化、展示・収蔵スペースの狭隘化
		• 改修型				・創作・交流スペースの不足、観覧者数の減少傾向
9	宮城県	方針変更	1981. 11	2025 年度	230. 2	・施設・設備の老朽化、収蔵庫の狭隘化
		• 改修型		予定		・展示環境の整備・充実など今日的課題への対応が必要

[※] 人口は、設置自治体の2020年10月1日現在の国勢調査に基づく人口

(2) リニューアルの手続き

	美術館名	タイプ	敷地面積	延床面積	立地場所	手続き	整備方式	運営形態	施設整備	資金調達
			(m²)	(m²)					費 (億円)	
1	富山県	新築型	12, 548	9, 965	公園内	基本計画	従来型	学芸以外	85	一般債
		(移転)	(4, 958)	(8, 640)	(市街地)			指定管理		元気交付金
2	長野県立	新築型	16, 363	11, 324	公園内	基本構想	従来型	従前から	106	一般債
			(7, 945)	(3, 096)				指定管理		
3	八戸市	新築型	6, 723	4, 586	中心市街地	基本構想	従来型	直営	32	国交付金
			(1, 685)	(1, 446)		· 計画		一部委託		一般債
4	鳥取県立	新築型	17, 975	9, 973	公園内	基本構想	PF I	学芸以外	97	民間
		(移転)	(14, 228)	(9, 699)	(城跡地)	·計画	(20年)	PFI	(142. 7)	
5	福岡県立	新築型	20, 666	14, 000	公園内	基本構想	従来型	未定	明示なし	未定
		(移転)	(5, 646)	(6, 929)	(市街地)	·計画	<pfi 検討=""></pfi>	(現在直営)		
6	福岡市	改修型	25, 845	14, 713	公園内	基本構想	PFI	学芸以外	40	民間
						·計画	(18年)	PFI	(107. 5)	
7	京都市	改修型	25, 383	19, 495	公園内	構想・	従来型	直営	111	一般債
	京セラ	(増築有)	(24, 331)	(11, 907)		基本計画		一部委託		命名権 50
8	滋賀県立	方針変更・改修型	18, 288	8, 544	公園内	変更説明	従来型	直営	11. 1	不明
		҈増築҈	[不明]	û [15, 200]		҈ҍҍ҈҅҅	[従来型]		û [47+α]	
9	宮城県	方針変更・改修型	34, 532	15, 120	文教地区	変更説明	従来型	未定	30	適正化債予定
		҈ӣ҈҆҄҄҄҄҄҄҉҄҄҄҆҄҉҄҄ҟ҈ѩ҇ӝ҈҅		û [11, 680]	(市街地)	҈□[再編方針]	<pfi 検討=""></pfi>	(現在直営)	û []	
		҈増築҈		û [18, 175]		҈基本計画			û [58 . 8]	

- ※1 敷地・延床面積、立地場所の()内はリニューアル前の状況
- ※2 方針変更・改修型の[]内は方針変更前の状況(時間の経過は下欄から上欄に移行)
- ※3 整備方式の下欄の()内は、PFI方式の場合の維持管理まで含めた契約年数
- $^{\prime\prime}$ 4 施設整備費の下欄の () 内は、PFI方式の場合の維持管理まで含めた契約金額
- ※5 資金調達について調達先が確認できない部分は一般債(一般単独事業債)と推測
- %6 富山県の元気交付金は、国からの「地域の元気交付金」(約 15~16 億円) を活用
- ※7 八戸市の国交付金は、市の都市再生整備計画に対する社会資本整備交付金や市の中心市街地活性化計画に対する特別交付税交付金で、施設 整備費の約40%に充当されると推測
- ※8 京都市の命名権50は、館の名称を「京都市京セラ美術館」とする50年間のネーミングライツ契約により京セラ株式会社が50億円を負担
- ※9 宮城県の適正化債は、長寿命化事業の適用により元利償還金に国の支援(地方交付税)9.8億円が見込まれる

(3) ハード面の措置と特徴

	美術館名	①施設の基本機能、②美術館機能、③アメニティ機能、④周辺環境との調	課題
		和・回遊性、⑤収蔵スペースの拡充	
1	富山県	①水害・地震等の災害対策、ユニバーサルデザイン化	・課題は、休日は屋上の子供の遊び場への来場
		②複数の展示室、デザイン専門展示室、ギャラリー、アトリエ、図書映像	者が多く、1階駐車場が満車状態になること
		コーナー	が多く、周辺にも駐車スペースが少ないこと
		③フリースペース、レストラン、カフェ、ショップ、キッズルーム、屋上	である。
		に子供の遊び場、屋外彫刻	
		④環水公園や立山連峰方面の壁面ガラス張り化で景観取り込み	
		JR富山駅から館までのプロムナードを整備し公園と調和	
		⑤拡充あり	
2	長野県立	①水害・地震等の災害対策、ユニバーサルデザイン化	・全体で本館の本体と交流ゾーン、別館の3つ
		②複数の展示室、交流室、オープンギャラリー、アートラボ、アートライ	のゾーンに分かれて拡散的となり、相互の連
		ブラリー、貸しギャラリー、ホール	携が弱く施設の一体感が乏しい。
		③フリースペース、屋上テラス、レストラン、カフェ、ショップなど施設	・屋上テラスが広く眺望も良好であり、イベン
		全体を屋根のある公園として整備	ト等での活用が課題
		④隣接別館の東山魁夷館と連絡ブリッジで一体化、城山公園と一体化、善	
		光寺門前の町並みや信州の自然と調和した景観を創出	
		⑤拡充あり	
3	八戸市	①ユニバーサルデザイン対応、環境に配慮した省エネ構造	
		②1階はジャイアントルームと専門性に特化した個室群(ホワイトキュー	
		ブ (企画展等)、ブラックキューブ (映像インスタレーションなど)、コ	
		レクションラボ(収蔵品の展示)、ワークショップルーム(ワークショ	
		ップ、もの作り教室)、アトリエ(工具や器具類を揃え専門性の高い創	
		作活動、展示壁や什器の制作)、スタジオ(講演、ダンス・演劇・音楽	
		演奏等の公演)、会議室、ギャラリー1・2 (市民の創作作品などの展示)、	
		2階は事務室、収蔵庫、多目的室	
		③無料のジャイアントルームやこれらを囲むように有料の個室群、ティー	
		ルームなどを配置し美術館の雰囲気を楽しめる空間	
		④公共施設や、民営の美術館、ギャラリーホールなど中心街に集積する文	・④八戸ポータルミュージアム「はっち」や「八
		化芸術施設の中心にあり、駅やオフィス、商店街、横丁、学校等も近接、	戸まちなか広場 マチニワ」などの公共施設
		市が進める「アートのまちづくり」の拠点施設として中心街の回遊性の	との効果的な連携の仕方が課題。美術館外の
		向上と賑わいの創出に寄与	マエニワ・オクニワでのイベント開催や展示
		⑤拡充あり	による認知度向上が課題
4	鳥取県立	①誰もが安全に利用しやすい施設、環境保全に配慮した施設	・計画内容が反映されるか注視する必要あり
		②複数の展示室(5 つの常設展示室と企画展示室)、ワークショップルー	

		ム、ホール、県民ギャラリー、創作テラス	
		③フリースペース(ひろま)、カフェ、ショップ、キッズルーム、授乳室、	
		④どの方向からも立ち寄りやすい施設、公園エリア全体での一体的利用に	
		配慮した配置、周辺環境に調和したデザイン	
		⑤拡充予定	
5	福岡県立	① 地震・風水害等に対する防災機能の確保、設備の長寿命化、環境負荷	・計画内容が反映されるか注視する必要あ
		の低減、バリアフリーの徹底、ユニバーサルデザイン導入	あり
		②ワークショップ室、創作・公開スタジオ、美術図書閲覧室への一般開架・	
		リファレンスコーナー等の設置、福岡県美術資料デジタルアーカイブ	
		などのメディアスペース	
		③展示室以外をオープンな空間 (パブリックゾーン) として活用。エント	
		ランスホールを大型作品やコミッションワークの展示などの多目的に	
		利用。カフェ・レストラン、ミュージアムショップ等の整備。子どもや	
		家族連れなどが来館しやすく楽しめる機能の充実。展覧会鑑賞途中での	
		休憩コーナーを各階に配置	
		④大濠公園の他施設とのつながりや相互利用のしやすさに配慮。屋外ス	
		ペースや日本庭園を活用。開放的な眺望が楽しめる屋上部分を有効活	
		用。公園利用や福岡市美術館利用との相乗効果。	
		⑤ 拡充予定	
6	福岡市	①ユニバーサル化 (多目的トイレ新設、エレベーター改修、キッズコーナ	
		ー・授乳室の移設・改修、救護室の新設)	
		②展示室改装・拡充、多目的スタジオ (レクチャールーム)・アトリエ新	
		設、講堂(ミュージアムホール)・実技講座室の改修、市民ギャラリー	
		拡充、情報コーナー新設	
		③カフェ新設、ミュージアムショップ移設、レストラン改修	
		④大濠公園街路からのアプローチ新設による立ち寄りやすさ向上	
		屋外彫刻の再配置、エスプラナードの再整備	
		⑤改修・拡充	
7	京都市	①ユニバーサルデザイン化を推進 (多目的トイレ、オストメイト、授乳室、	・ ③広い館内にカフェは1か所しかなく休日
	京セラ	多目的シート等整備)	は早い時間帯から入店待ちができるなど利
		②常設展示室の新設、特別展等の展示空間の整備、北回廊・南回廊の中庭	用しづらい。複数のカフェの設置など利便性
		整備(展示・ワークショップでの活用)、新進作家の発信スペース「ザ・	の向上が課題
		トライアングル」の新設、新館での現代アート展示室と収蔵庫の設置	
		③地下1階にミュージアムショップ、カフェを新設	
		旧事務所棟をレストランに改修中	
		④正面のスロープ状の広場「京セラスクエア」により岡崎地域を訪れる	
		人々の回遊と交流を創出。正面地下1階のメインエントランスにより館	
		④正面のスロープ状の広場「京セラスクエア」により岡崎地域を訪れる	

		内外を繋ぐ場となり、地下から階段を上って中央を突き抜け東エントラ	
		ンスロビー、日本庭園、京都市動物園へとつながることで回遊性向上	
		⑤新棟に収蔵庫を新設	
8	滋賀県立	①地震・火事等の災害対策、トイレ・案内表示など使いやすさ向上	・③ 「公園のなかのリビングルーム」 を目指し
		②展示室改装、多目的ラボ、ボランティア活動室、県内作家の小規模展示	た改装により、休憩しやすい空間にはなって
		用のポップアップ・ギャラリー	いるが、複数の館内スタッフから来館者への
		③ロビー等のフリースペース、カフェ&ショップ、キッズスペースや授乳	視線を遮るものが少なく、美術館以外の利用
		室のあるファミリールーム、ファミリートイレ、休憩用椅子・テーブル	では居心地の良さを感じることは難しい。
		④エントランス前の植栽を芝生化し公園との空間の連続性を確保	・老朽化対策中心の小規模改装のため、⑤の収
		⑤拡充なし	蔵スペース不足や創作・交流スペースの不足
			などの問題が先送りされており今後の対応
			が課題
9	宮城県	①バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化 (トイレ設備更新、授乳室新	①スペースの制約によりバリアフリーへの
		設等)、施設の修繕、空調設備等更新	十分な対応が図られるのかが課題
		②既存展示室の改装、現県民ギャラリーを用途変更し展示室・収蔵庫 (一	・既存のスペースの見直しにより、収蔵スペー
		部見える収蔵庫)を新設、現講堂・図書室・映像室を用途変更しキッズ・	スの拡充や展示環境の整備など当面の対応
		スタジオ、新県民ギャラリ―、情報・交流ラウンジを新設	を図るとしているが、当初方針の増改築案の
		③レストラン、ミュージアムショップの拡充	ような今日的課題への抜本的な対応はされ
		④特になし	ないので、先送りされる諸課題に対する今後
		⑤拡充予定 (増床面積は当初方針より半減)	の対応が課題

(4) ソフト面の措置と特徴

	美術館名	①使命の見直し、②収集方針の見直し、③美術館の機能と役割の拡充、	
		④市民・企業・関係団体との連携、⑤県内美術館との連携、⑥芸術家支	課題
		援	
1	富山県	①HPではコンセプトとして、パンフレットでは設置、運営の理念とし	・①HP・パンフレットと基本計画の表現が異な
		て 5 つの柱を掲載	り、最終のコンセプトをどのように決めたのかが
		・アートとデザインをつなぐ、世界で初めての美術館	わからない。
		・富山の新しいビューポイントとなる美術館	コンセプトが5つあり、総花的、拡散的な傾向
		・見る、創る、学ぶといった双方向で美術を体験する美術館	となっている。
		・産業の活性化にも寄与する美術館	目指すべき美術館の姿は明示されているが、美
		・時代とともに成長し、価値が高まっていくような美術館	術館の活動により何を目指すのかの姿は明示さ
		基本計画でのコンセプトは、「これまでのアートやデザインの蓄積を	れておらず、使命としての訴求力が弱い。
		活かしつつ、国内外に発信力のある美術館として、県民とともに創	
		り、成長する美術館」として2つの柱を掲載	
		(1) アートの力を発信する美術館	
		ア 「まもり、活かし、伝える」	
		イ デザインのコレクション等を活かして新たな付加価値を創出	
		する	
		(2) 県民が優れたアートに親しみ、生活の中に活かし、創造性に富	
		んだ豊かな人間性を育む美術館	
		ア「訪れる」 イ「楽しむ・学ぶ・親しむ」 ウ「創る」 エ「発	
		表する」 オ「憩いと癒し」	
		②見直しなし	
		③デザイン専門展示室や富山ゆかりの評論家等のコレクション常設展	
		示、ゲストキュレーター制度の導入	
		④地域団体と連携した公園内のイベント、企業の福利厚生としての利用	・④⑤⑥はどこまで具体化され効果が出ているか、
		促進	明確化していく必要あり
		⑤共通テーマでの企画や学芸員の研修・交流	
		⑥アトリエでの公開制作やギャラリーでの作品発表	
2	長野県立	①HP・館報では「鑑賞、学び、交流、研究の4つを軸にした人本位の	①基本構想、HP、館報、パンフレットなどの館
		美術館、交流や観光の拠点となる美術館を目指し、「豊かで文化的な	の概要説明の中で同じような表現を少しずつ異
		生活」と「創造性あふれる人づくり」に貢献することが使命」と掲載	なった形で使用しており、その中から使命やコン
		・HPでの館長挨拶では「新しい本館は、これまでにない歴史的・自然	セプトを明確に特定することができない。
		的風光をお楽しみいただける点で、それはまさに新美術館の基本コン	美術館が発信しようとする「使命」がどれなの
		セプトのひとつである「ランドスケープ・ミュージアム」を実現する	か不明であるが、このうち「ランドスケープ・ミ
		ものといえるでしょう。県立美術館の使命は、もちろんコレクション	ュージアム」が代表的なコンセプトや建築のコ

の展示や企画展を通じて、明治・大正・昭和から今日にいたる近現代 美術の歩みや広がりを、できるだけバランスよくご覧いただくことに ありますが、(略) さまざまな鑑賞プログラム(展覧会)や、学習プログラム、交流プログラムを通じて、わたしたちは人と人が――芸術 家を中心に――出会い、語り合い、学び合う場となるような美術館を めざして力を注いでいくつもりです。」と掲載

- ・パンフレットでは「収蔵品の公開、企画展の開催、現代美術の収集・研究・公開、さまざまな学習プログラムの提供、また館外における交流活動など行い、美術家・学芸員・来館者などすべての人々が互いに学び合う場となることを目指します。そして県民はじめとする多くの人々の豊かで文化的な生活と、創造性あふれる人づくりに貢献することが使命です」と掲載
- ・パンフレットでのリニューアル・コンセプトとして「2021 年4月 10 日、善光寺門前の町並みや信州の自然と調和した景観を創り出す「ランドスケープ・ミュージアム」をコンセプトに「長野県立美術館」に 生まれ変わりました」と掲載
- ・館内は、自由に入れる無料ゾーンを充実させ、誰もが気軽に訪れることができる公園のような「開かれた美術館」として、来館者をお迎え します。
- ・基本構想でのコンセプトと目指すべき姿は「4つのコンセプト(1) ランドスケープ・ミュージアム(2)美術による学びの支援(3)信 州の地域文化の多様性を活かす(4)世界水準の美術作品の展示と信 州美術の紹介、に基づき、県民の誇りである「信州の四季折々の豊か な自然」や「地域ごとに異なる気候風土を背景に培われた文化芸術」 を国内外に発信することにより、文化・観光の一大拠点として「信州 と世界の交流ステージ」を目指す。」と記載
- ②近現代美術作品等を追加
- ③アートライブラリー新設により県内の学芸員や大学の研究者の調査 研究を支援
- ④コレクションパスポート、ボランティアによるサポート
- ⑤巡回展や展覧会の共同企画、教育プログラムの共同実施
- ⑥オープンギャラリーでの公開制作、ふるさと納税活用による視覚に限 定しない様々な鑑賞が可能な作品、映像作品制作を若手芸術家に依頼 し、館内で展示

ンセプトとして強く発信しているように見受けられる。

美術館のHPと館報に掲載した使命は、多くの機能や役割について言葉を足したため、総花的な表現となっており、使命自体の明確さや簡潔さが失われ、伝わりづらい。

- ・②収集方針の追加部分の表現がわかりにくい。
- ・③新設したアートライブラリーは一般来館者による利用度向上が課題
- ④は新たな取組みはない。
- ⑤は、従前からの巡回展だけに止まっている。
- ・⑥視覚に限定しない様々な鑑賞が可能な作品、映像作品の展示について利用者が少なく認知や利用度の向上が課題

3 八戸市

- ① HP・パンフレットではコンセプトとして、基本計画ではビジョン として「種を蒔き、人を育み、100年後の八戸を創造する美術館 ~ 出会いと学びのアートファーム~」を掲載
- ・①同じ文言についてコンセプトとビジョンという言葉が使用され、掲載する媒体での統一性や整 合性がとれておらず、わかりにくい。

基本計画ではミッションとして、①アートの文脈で地域を語り「八戸の美」に迫る美術館、②アートが中心にある環境で「八戸の人」を育む美術館、③アートの力を「八戸のまち」に波及させる美術館、の3つを掲げているがHP・パンフレットでの掲載はない。

- ②基本計画で、収集理念として「地域の芸術や文化、まちの歩みに寄り添いながら、未来を見据え、多様な価値観を創出し、人を育むための美術資料の収集を行う」とし、収集方針は、(1) 八戸市を中心とした近隣地域ゆかりのもの、(2) 八戸地域における新たな魅力の創造や学びにつながるもの、(3) 八戸の美術を美術史全体の中で位置づけられるもの、の3つを掲載
- ③美術館の基本事業の枠を超え、市民や地域、外部専門家との協働・地域と連携しながら実施する「パイロット事業」を新美術館の特徴的な事業として位置付け、その方法は、企画内容や目的に応じて組織横断的なチームを構成し、調査、企画立案、コーディネーションなどをチーム全体で担い実施
- ④自らの企画や提案などを含め美術館活動に主体的に参画する市民を「アートファーマー」、協働・連携する地域の団体、アーチスト、教育機関、企業等を「共創パートナー」と位置付け、パイロット事業によるプロジェクト・プログラムを実施。たとえば、開館記念展「ギフト、ギフト、」では、地元を代表する「八戸三社大祭」をテーマとして地域の固有文化をアートの観点から捉える展示やプロジェクトを祭りを担ってきた市民・地域と作家が交流・協働・連携しながら実施。
- ⑤県内外の美術館と企画展・巡回展での連携や共同プロジェクト
- ⑥アート NPO や市民団体等のアート活動の相談窓口やアーチストや活動団体等とのネットワークを形成

- ・①HP・パンフレットでは基本計画に記載された ミッションが掲載されておらず、市民に伝わりに くい。
- ②では現代美術を対象としていることがわかりにくい。
- ・③のパイロット事業は理想的で意欲的な取り組みであると評価できるが、様々な分野の事業について適切に関係者を取り込みながら実効性のある事業としていけるかが課題であり、進捗状況の注視が必要。これらの事業の鍵となる④の仕組みも同様。これまでの美術館に求められてきたニーズへの対応の仕方も課題

・⑤および⑥についてはどこまで具体化されるか、 今後注視する必要

- 4 鳥取県立
- ①基本計画・概要版では、新美術館の目的・コンセプトは、「私たちの 県民立美術館」として、(1) 人を「つくる」、(2) まちをつくる、(3) 県民がつくる、により、「未来を『つくる』美術館」となると記載
- ②「国内外の優れた美術作品」、「同時代の美術の動向を示す作品」を追 加
- ③まんが・アニメなどポップカルチャーの企画展や現代美術作家による コミッションワークを館内に常設展示。県民参画の「ワークショップ つくり隊」との共同企画。美術ラーニングセンター(仮称)の設置に より学校教育と連携して未就学児から高校生までの子供たちの「美術 を通じた学び」を進める。
- ・①基本計画の本文では、3つの「つくる」による「未来を『つくる』美術館」をメインワードとしており、その方向性の一つに「私たちの県民立美術館」との記載があり、概要版のような2つのコンセプトという明確な整理はされていない。今後、HPやパンフレットでどのように整理されて発信されるか注視する必要
- ・③美術ラーニングセンターを目玉としているが、 学校教育連携は美術館では一般的に実施されて おり、目新しさが感じられず、学校卒業後の生涯 を通じた学びへのつながりや展開の具体化が明 示されていない。

		④友の会による特典制度、賛助会に拠る支援、ボランティアによるサポ	・④再開館後に新たな取組みの実現状況を注視す
		ート、ふるさと納税を利用した支援。官民の団体で組織する応援団的	る必要
		な組織、県内企業職員の福利厚生として美術館利用時の特典付与	3.20安
			・⑤関係市町村と地方独立行政法人の検討の際に
		信の推進。なお、基本構想の検討の中で県内の公立博物館等 21 施設	公立博物館の老朽化、収蔵スペース不足、運営
		を一括管理する地方独立行政法人について関係市町村と検討したが、	費・人材不足などの共通課題などは検討対象と
		課題も多く検討は進めないこととした。	はならなかった。
		⑥国内外作家の公開制作・作品発表による県民との交流	・⑥再開館後の実現状況を注視する必要
5	福岡県立	①基本計画では目指す姿とコンセプトとして、「芸術の可能性を広げ、	・①4つの関係が不明確なのでわかりやすく整理
		挑戦する美術館」、「九州・福岡県の文化芸術の発展に貢献する美術	した言葉にすることが望ましい。
		館」、「県民が親しみ、誇りを育む美術館」、「公園と一体となった美術	
		館」の4つを記載	
		②九州や世界のなかで本県の美術を捉える視点に立ってコレクション	
		を拡充 (従前より現代美術は収集対象)	
		③デジタル技術を活用した展示、教育分野や福祉分野と連携した教育普	・③~⑥は再開館後計画内容が反映されるか注視
		及・交流、デジタルミュージアムによるバーチャル展覧会などの多様	する必要
		なコンテンツを提供	
		④大学との合同調査研究、福祉・ゲーム産業など他分野・企業との連携	
		交流による特別展・実験的プロジェクト通して新たなベンチャーモデ	
		ルや芸術領域の拡大	
		⑤県内、九州・国内外の美術館等との連携	
		⑥若手芸術家の公開制作・発表の機会提供による支援	
6	福岡市	①HPのミッションステートメントでは、使命として「福岡市美術館は、	・①HPと基本計画の表現は両方とも簡潔で分か
		人が美術を通して交流し、未来を創造する場となります。」と掲載し、	りやすいものの、HPには基本計画のリニューア
		方針として(1)「創造性に満ちた体験と新しい視点との出会いを実現	ル方針が直接的には反映しておらずどのように
		します」、(2)「多様な人々が交流し、美術と共に快適に過ごせるよう	変化し制定されたのかが不明
		にします」、(3)「美術館の資源を人々と共有し、未来に伝えます」、	・①HPの使命・方針は簡潔であるが一般的・抽象
		の3つを掲載	的で当館の独自性・個性が加味されていない。
		基本計画では、リニューアルの方針・コンセプトとして「つなぐ、ひ	・①美術館のパンフレットには、美術館の紹介と
		ろがる美術館をめざして」を掲載し、「つなぐ美術館」としてキュレ	リニューアルと建築の概要が掲載されている
		ーションとエデュケーションの連携により、美術館の基本機能の回	が、使命が明記されておらず、発信力が弱い。
		復・強化を図り、「ひろがる美術館」としてマネジメントとプロモー	•
		ションの連携により、今日的な美術館として魅力向上を図るとした。	
		②変更なし(従前より現代美術は収集対象)	
		③新設・拡充された取組みは見受けられない。	・③ソフト面で特別に新設したものは少ないが、ハ
		④新設・拡充された取組みは見受けられない。	ードの改善によって全体的に機能・役割が拡充
		⑤新設・拡充された取組みは見受けられない。	1 S SCHI - ON S CITTED STORING KIDSW 1977
		WANBX - 1177 C4 M C4XMID→1 47 LIZ N) D4 M * N .º	

7		の活用策として福岡ゆかりの若手新進作家による壁画制作と個展を	
7			
7		開催する「ホワイトウォールプロジェクト」を 2023 年から実施	
4	京都市	①HPには「新たな美術館として生まれ変わった。今後は、伝統と革新	・①使命は、将来構想、基本計画に目指すべき方向
	京セラ	が交わり進化する「京都」を体現するような、様々な時代・ジャンル	性と再整備のコンセプトが示されているが、どれ
		の芸術を発信していく。「文化首都・京都」の拠点施設として、市民	が使命か明確でない。
		の皆さまをはじめ京都を訪れる国内外の人々を魅了する美術館にな	・①HPに使命の掲載はなく、美術館のパンフレッ
		るよう、今後も活動を加速させていく」(抜粋)と掲載され、使命な	トとしてはフロアガイドと年間スケジュールが
		どの掲載はない。	あるが、使命の掲載はなく、再開館後に使命を発
		将来構想、基本計画で目指すべき方向性として4つの柱を掲載	信している媒体がないことから、メッセージが伝
		・未来に向けて歴史を紡いでいく美術館	わらない。
		・幅広い世代の人々が集う美術館	・①美術館の目指す姿の発信が意識されていない
		・ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館	ため、市外からの来館者には京セラが設置する美
		・日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館	術館であると誤解される恐れ
		基本計画で再整備のコンセプトとして3つの柱を掲載	
		・文化芸術都市・京都の新たなシンボルとなる美術館を目指す	
		・日本を代表する複合型美術館としての魅力を高めていく	
		・日本有数の集客力がある美術館を目指す	
		②見直しにより「京都における近代以降の美術を展望できる総合的なコ	②再開館前のリニューアルに関するプレスリリ
		レクションを、世界的な視野に立って形成するために必要な作品・資	ースのみに掲載され、HP、将来構想、基本計画
		料を収集」として5つの方針を掲げ、現代美術も収集対象としている。	には記載されていない。
		③基本計画で運営の基本方針として3つの柱を掲げている	
		・多様な美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、次世代の若手作家や	
		市民の創造的活動を支援する複合型美術館	
		・芸術系大学や学校の美術教育との連携、市民協働の推進により、すべ	
		ての人に開かれた生涯学習の場となる社会教育施設	
		・岡崎地域のポテンシャルを生かし、文化・観光振興のための多彩なプ	
		ロモーションを可能とする国際文化観光都市・京都の発信拠点	
		④特別な取組みは見受けられない。	
		⑤特別な取組みは見受けられない。	
		⑥新進作家を中心に発信する展示スペース「ザ・トライアングル」を新	
		設し、積極的に育成・支援。	
8	滋賀県立	①HPに「ミッション」、「ミッションステートメント」、「リニューアル	・①4種類の相互の関係が明快でなくわかりにく
		のコンセプト」、「実践の4つの軸」の4種類を並記	い。パンフレット等がなく、HPでの掲載だけで
		・ミッション	市民に使命が伝わるか疑問
		2021年1月館長に就任した保坂健二朗は、同年4月に名称が変わっ	・①~⑤当初計画に掲げた琵琶湖文化館の機能の
		たのにあわせて、目指すべき美術館の姿を「公園のなかのリビング	継承等を含めた増改築の計画が無くなったこと

		ルーム 「リビングルームのような美術館 としました。 あらたまっ	で美術館機能と役割の拡充に制約を余儀なくさ
		た空間から、くつろぎの場所へ。美術館は、時代とともに変化してい	れており、将来に向けた方向性を検討していく必
		<pre><pre></pre></pre>	要あり
		・ミッションステートメント (リニューアルコンセプト、実践の4つの	
		軸を含む抜粋)	
		リニューアルのコンセプトは「かわる、かかわるミュージアム」とす	
		る。今日の美術館のミッションは、「人がつくった様々なものに触れ	
		ることを通じて、社会や環境の多様性をより深く感じられる場をつ	
		くること」であり、その実践として「創造 (Creation)」、「問いかけ	
		(Ask)」、「地域 (Local)」、「学び (Learning)」を軸として変動して	
		いく社会に対して柔軟にかかわり続け、「つねにフレッシュなミュー	
		ジアム」というモデルを滋賀から発信し今後の展開へと結びつける	
		(抜粋)	
		②2016年から収集開始していたアール・ブリュット等を追加	
		③新たな取組みはない	
		④新たな取組みはない	
		⑤新たな取組みはない。	
		⑥新設したポップアップ・ギャラリーで県内作家の作品展示	
9	宮城県	①基本方針では「記憶に残る」「また訪れたくなる」「常に新しい発見の	・①再開館に当たり、使命とコンセプトをどの媒体
		ある」美術館を目指すとし、リニューアル後に館が備える機能として	(パンフレット、HP等) でどのように発信する
		4つのコンセプト (基本構想、基本方針で掲載) を示している。	のかが課題
		・子どもたちの豊かな体験を創出する美術館	
		・人々が憩い、くつろぎ、集い、つながる美術館	
		・国内外の人々が魅了される美術館	
		・ともに築きあう美術館	
		②変更なし	
		③新鮮な鑑賞体験ができるような展示、「見える収蔵庫」の設置、「キッ	・③美術館の機能は抽象的な表現となっているが、
		ズ・プロジェクト」(仮称)の推進、多様な背景の人々が美術館での	今後いかに具体的な事業や活動を実施していく
		時間を快適に過ごすことができるような配慮、さまざまなメディアに	かが課題
		よる発信とアクティブな学習の場の提供、県民の創作活動の発表、交	
		流、鑑賞の場となる県民ギャラリーの整備、ボランティア等、県内地	
		域における芸術・文化活動に主体的に関わりたい人が、活発に活動で	
		きるような環境の整備	
		④基本構想では、県内企業が有するコレクションの展覧会への活用や福	・④~⑥美術館の機能は抽象的な表現となってい
		利厚生としての美術館利用の促進、美術館キャンパスメンバーズ制度	るが、今後いかに具体的な事業や活動を実施して
		での大学生・留学生のギャラリーツアーへの招待、個人や企業・団体	いくかが課題
		教育機関等がより参加しやすい多様な美術館の「応援団」の仕組みづ	

くりを進めるとしている。
(⑤基本方針では、当館をハブとした県内の美術館の連携体制を整備し、その連携体制を基に芸術文化の魅力発信、スタッフの資質向上、観光振興や地域活性化等に貢献するとしている。

⑥基本構想では、県出身又は県内在住の若手芸術家の情報の収集と提供、創作活動の場、活動発表の場を提供するなど積極的に育成支援に 取り組むとしている。

(5) 現地調査の結果(鳥取県を除く8館)

- ・鳥取県は、手続き中のため、現地で得られる情報も限られ遠隔地であることも考慮し訪問しなかった。
- ・他の手続き中の2館については、福岡県は新設予定地、宮城県は既存館を訪問した。

	美術館名	概 要	課 題
1	富山県	○2023. 2. 25 (土) に訪問	
		・1階は、駐車場が大部分を占めているが、一角に受付・発券場所とギャ	・課題は、休日は屋上の子供の遊び場への来場
		ラリー、ミュージアムショップ、カフェが配置されている。 ギャラリー	者が多く、1階駐車場が満車状態になること
		では若手の工芸作家と地元企業とのコラボレーションの展示がされて	が多く、周辺にも駐車スペースが少ないこと
		おり、ミュージアムショップは文具や雑貨など多彩な商品が並び、専門	である。
		書も充実していた。	
		・2階と3階の東向きが一面ガラス張りの壁面となり、ホワイエ、階段、	
		エスカレーター、エレベーターが吹き抜けとなり、環水公園や立山連峰	
		等の景色を取込んだ開放的な空間を作り出していた。	
		・ホワイエには多くの椅子が配置され、休憩が可能となっており、訪問日	
		の天気は曇りだったため立山連峰は見えなかったが環水公園の景色が	
		目の前に広がり、展覧会の観覧疲れを和らげることができた。	
		・2階と3階の廊下は壁も天井も県産の杉が使われ、展示室の床面も木が	
		使用されており、木のぬくもりが落ち着いた癒しの空間を作り出してい	
		た。	
		・2階は4つの展示室があり、コレクション展と3つの展示室を使った企	
		画展(デザインスコープ)を観覧した。来館者は若年層から高齢層まで	
		子供連れも含めて幅広い年代に渡っていた。	
		・3階にはアトリエが正面に配置され、半分はオープンラボとなってお	
		り、開放的な空間での体験が可能となっている。椅子やポスターなどデ	
		ザイン専用の展示室や瀧口修造などのコレクション室、ホール、図書コ	
		ーナーのほか、キッズルーム、レストランが配置されており、レストラ	
		ンでは地元の食材をアートに因んだメニューで提供していた。	
		・屋上の子供の遊び場は冬季の休園(12月1日~3月15日)となってい	
		たが、そうでない期間であれば多くの子供連れが来館していたものと推	
		測される。2年前の秋季の休日に訪問した時は美術館の開館時間の9時	
		30 分より早い8 時から開園しているため、早朝から駐車場が満杯に近	
		い状態となっていた。	
		・開館から5周年となり、今回が3回目の訪問となるが、計画内容がほぼ	
		実現されており、展覧会の内容も充実しているほか、展示以外の空間も	
		くつろぎやすく、訪問の際の満足度が高い美術館になっていると考え	
		ప .	

2 長野県立

○2022.11.6 (日) に訪問

- ・城山公園と一体化した「開かれた美術館」となり、「ランドスケープ・ ミュージアム」として善光寺門前の町並みや信州の自然と調和した景 観を創り出している。
- ・館内は、自由に入れる無料ゾーンとして、屋上テラスやカフェ、レストラン、交流スペース、しなのギャラリー、ミュージアムショップ、アートラボ、アートライブラリーなどがあり、有料の展示鑑賞以外でも利用できるようになっている。
- ・施設は本館の本体、交流スペース・しなのギャラリー、東山魁夷館の 3つに区分され、それぞれ出入口が別で独立的な運用となり、施設内 の至る所に人員の配置が必要でありコンパクトで効率的な運営が難し いという問題が見受けられた。
- ・本館と東山魁夷館をつなぐ中庭「水辺テラス」に設置された≪霧の彫刻≫の水盤から放たれる霧/はが現的な風景を創り出すことから、来館者や公園利用者の興味を惹きつけるものとなっていた。
- ・企画展は地元出身の現代彫刻家の個展であったが、休日にもかかわら ず鑑賞者はわずかで、ギャラリートークなどの日も限定されており、 作品の説明リストだけでは現代美術の理解は難しく、鑑賞者をサポー トする仕組みや支援が必要であると感じた。(アートラボの展示作品も 同様)
- ・アートライブラリーは司書が常駐し、子ども向けも含め美術図書が充 実し、クッションも置かれるなど工夫された空間づくりがされていた が、美術関係者以外の利用度の低さが見受けられた。
- ・本館(交流スペース・しなのギャラリー)の1階の交流スペースでは、壁面に新美術館「みんなのアートプロジェクト」成果作品の2つの映像作品が上映されていたが、鑑賞者は少数であった。また、交流スペース内のオープンギャラリーでは戦後の生活版画を主導した県内版画家を紹介する展示がされていたが、鑑賞者はほとんどいなかった。本館(本体)や地下1階のしなのギャラリーの来場者が立ち寄れるような仕掛けづくりが課題であると感じた。
- ・カフェは屋上テラス横の3階に配置され、県産食材を使用した軽食や ドリンクが提供されており、テラスにも席が用意されることで景観を 楽しみながらくつろげる場所となっていた。
- ・レストランは、2階の展示室の奥に配置され、公園側からの別の入り 口も設けられ独立していたが、高級感があるものの、スペースが狭く 美術館との関連性が薄く、来館者が利用しやすいようには感じられな かった。

- ・全体で本館の本体と交流ゾーン、別館の3つ のゾーンに分かれて拡散的となり、相互の連 携が弱く施設の一体感が乏しい。
- ・屋上テラスが広く眺望も良好であり、イベン ト等での活用が課題である。
- ・レストランは美術館との関連性が薄いことが課題である。

3 八戸市

○2023.5.20 (土) に訪問

- 1階のジャイアントルームは飲食可で様々な活動や自由な利用を目的 としており、天井が高く中央に可動式の壁で囲われたスペースがあり 手前の壁のホワイトボード面には打ち合わせ用のメモやスケジュール 伝達の書き込みがされていた。反対側の壁には企画展の出展作家を紹 介する展示がされていた。
- ・この囲われたスペースにより、広いジャイアントルームが2つに仕切られる形になり、手前のスペースには打ち合わせ用の複数の机が並べられ、打ち合わせをしている複数のグループ、昼食をとる個人、休憩中の来館者など様々な利用の姿が見られた。奥のスペースは企画展の出展作家の巨大な作品が吹き抜けの高い天井までの空間を活用した形で展示されていた。
- ・当日は6人の現代のアーチストによる企画展「美しいHUG!」が「ホワイトキューブ(作品展示スペース)」、「ジャイアントルーム(人の活動スペース)」、屋外の「マエニワ・オクニワ(屋外の広場)」の3か所で展開され、「作品」と「人の活動」がHUGして一つになることを意図した企画として実施されていた。例えば、作家の顔から型取りしたお面が壁を覆いつくすインスタレーションでは、展示の前のスペースでワークショップが毎日随時開催され、参加者がそのお面に様々な材料を使ってデコレーションをする姿も併せて鑑賞することになり、出来上がったお面が閉館後に再度壁に飾られることで日々壁の展示が更新されていた。また、広場に点在する石の作品では鑑賞者が石の穴に頭を入れて中に響く音を聞くことが必要であり、さらにジャイアントルームでは当館所蔵の教育版画を題材に作家が作曲した9時間の曲の合唱の声が開館中継続してスピーカーから流されて広がるなど、能動的にアート作品に参加・鑑賞することが意図され、この美術館との向き合い方を問いかけるものとなっていた。
- ・また、企画展のガイドツアー(1時間)に参加することができ、学芸 員からの説明だけでなく、受付や案内、警備スタッフもゲストとして 参加しそれぞれ意見や感想を表明するなど、来館者と運営者が交流し 距離を縮めるユニークな取組みが見受けられた。
- ・訪問日が休日であったことを考慮すると企画展の鑑賞者は少ないよう に見受けられたが、お面のコーナーで同時開催しているワークショッ プはほぼ定員を満たす人々がデコレーション作業に没頭しており、終 始賑わっていた。
- ・1階の「ギャラリー1・2」では地元出身のグラフィックデザイナー の作品展が開催され、別会場の八戸ブックセンター(八戸の本好きを

- ・中心市街地に賑わいを創出するために中心 街に設置された3つの公共施設(当館を含 む) のうち、八戸ポータルミュージアム 「は っち」(バスの案内や待合いの空間、観光・ 祭り・産業・文化芸術の紹介コーナー、カフ ェ、ショップ、ギャラリー、3つのスタジオ (茶会・舞踊、楽器演奏、料理教室等に活用)、 子ども遊び場、宿泊しながら長期的な創作活 動のサポートできるスペースなど多彩な活 動を支援する5階建ての施設。施設名には観 光への玄関口 (=ポータル) と市民の創造活 動に触れる博物館 (=ミュージアム) の機能 を担う施設としての意味が込められている) と「八戸まちなか広場 マチニワ」(一部2 階のあるガラスの屋根付き広場で、多くのテ ーブル・椅子が置かれ、イベントの開催も可 能で、バスの待合や憩いに利用できる街中の 庭のような多目的な交流場所) は地元百貨店 の買い物客や近接するバス停の待合者、イベ ント来場者で賑わっていた。しかし、それら の施設の利用者の殆どは近隣に位置する当 美術館までは足を運んでおらず、賑わいの効 果が波及していなかったことから、これら施 設間の効果的な連携の仕方が課題である。
- ・八戸ポータルミュージアム「はっち」でボランティアガイド(高齢の女性)により施設の説明と八戸市の見どころの説明を受けたがその対話の中で、美術館について質問したところ、美術館は名画を見るというイメージもあり、現在の「美しいHUG!」という企画展もイメージがつかめずよくわからないという意見もあったことから、これまでの美術館に求められてきたニーズへの対応の仕方も課題である。
- ・美術館のマエニワ・オクニワには腰かけて休 憩できる箇所が多くあるが、そうした利用が

		増やし本のまちにするための拠点施設として市が設置したもの。提案	少ないように見受けられたことから、館外で
		型・編集型の陳列による閲覧スペースの提供と販売、本に関するイベ	のイベント開催や展示などにより、美術館の
		ントの開催など、市内の書店や図書館、市民活動と連携しながら、本	利用のしやすさと認知度を向上させていく
		に関する公共サービスを提供)と同時開催となっていた。	ことが課題である。
		・ミュージアム・ショップはジャイアントルームの片隅に設置されてい	
		たが、規模が小さく品揃えも少なく、観光を主目的にしていないとは	
		いえ、魅力度に欠けるものであった	
		・なお、ガイドツアー終了後に大澤苑美学芸員から次のとおり聴き取り	
		を行うことができた。	
		・収蔵作品は地域ゆかりの作品を中心に収集してきたので知名度の高	
		い作家の作品はあまりない。	
		・地域の市民の活動の場となることを重視しており、観光施設的な側	
		面は薄い。	
		・リニューアルにより学芸員は2名から6名になった。	
		・ティールームには飲料自販機とカウンターしかないが、中心市街地	
		に立地し周辺の商店街にお店があるので、他の美術館のようにレス	
		トランやカフェは設けなかった。	
		・案内スタッフには来館者の様子をみて必要に応じて声掛けするよう	
		推奨しており、ガイドツアーにもゲストとして参加し発言してもら	
		うようにしている。	
		・アーチスト・イン・レジデンスの機能は、八戸ポータルミュージア	
		ム「はっち」の5階にある。	
4	鳥取県立	○現地調査なし	
		・リニューアル手続き中であり、県立博物館の美術部門が移転し新築され	
		るため、既存館と新築予定地を見学してもリニューアルに関する現地情	
		報は多く得られないので、遠隔地であることも考慮し、実施しなかった。	
5	福岡県立	○2023 年 3 月 18 日(土)に既存館、19 日(日)に建設予定地訪問	
		・現美術館は、福岡市天神の須崎公園内に立地しているが、3月18日の	
		訪問日には館内電源工事のため約3か月間の休館中であり、外観のみ	
		の調査となったが、老朽化が進んでいることを確認した。	
		・新美術館の建設予定地は大濠公園内の福岡市美術館の西側に隣接する	
		日本庭園に続く県有地で現在は福岡武道館が立地しており、福岡市美	
		術館の調査に合わせて3月19日に現地を確認した。	
		・当日は日曜日でもあり大濠公園は散策やジョギングなどを楽しむ多く	
		の市民や家族連れで賑わっており、外国人や市外からの観光客も多く	
		見受けられ、立地環境の良さが確認できた。	

- ・基本計画では日本庭園の一部再整備も含めて相互に行き来できる連続性や活動空間としての一体性を確保して相乗効果により双方の魅力向上を目指すとされていることから、日本庭園も見学した。
- ・日本庭園は大濠公園開園 50 周年を記念して 1984 年に開園した築山林 泉回遊式庭園で、約12,000 ㎡の敷地に大池と築山の大池泉池、曲水の 流れ、枯山水庭、数寄屋造りの茶室と路地庭等が配置され、落ち着い た心地よい空間となっている。
- ・新美術館については建設予定地の立地環境は良好であり、日本庭園と の一体性や近接する福岡市美術館との相乗効果などにより基本計画の コンセプトの実現性は高くなるものと考える。

6 福岡市

O2023年3月18日(土)、19日(日)に訪問

- ・訪問日は土日であり、大濠公園は散策やジョギングなどを楽しむ多くの 市民や家族連れで賑わっており、外国人や市外からの観光客も多く見受 けられ、立地環境の良さが確認できた。
- ・ハード面では、故前川國男氏が遺した建築意匠を活かしつつ、ユニバーサル化、バリアフリー化が図られ、前川氏の監修を受けてリニューアル前に使用していた家具類も修理・再利用され、館内の至る所に配置された椅子に座ってくつろぐ来館者も多く、落ち着いた雰囲気の中で快く館内の利用ができるよう配慮されていた。また、2階には前川國男メモリアルスペースが設置され、「建築のみどころマップ」により、建築物としての価値や魅力を積極的に発信していた。
- ・展示室にも再利用された椅子が空間ごとに適宜配置されており、鑑賞 者がくつろぎながら作品鑑賞ができるよう配慮がされていた。
- ・展示室は、2階に近現代コレクション展示室(A—C)、特別展示室、 ギャラリー(A—F)、1階に古美術コレクション展示室があり、特に 近現代コレクション展示室の最後の壁を真っ白の壁に改装したことか ら、その活用策として福岡ゆかりの若手新進作家による壁画制作と個 展を開催する「ホワイトウォールプロジェクト」の第一弾が企画展と して開催されていた。
- ・周辺環境との関係については、リニューアル前に正面玄関とされていた北側から入る「エスプラナード」と呼ばれる広い広場は、勾配の緩い階段を通って2階の入り口までに複数の彫刻が配置され、館内に入っても展示室までは広いロビーを通っていく必要があり、来館者が作品を鑑賞する前に広い空間を通ることで非日常の芸術体験への準備ができるようにとの建築家の意図が体感できた。
- ・一方、新たに設けられた西側の大濠公園街路からのアプローチにより、視認性と立ち寄りやすさの向上が図られ、1階に新設されたカフ

- ・2階には新たに美術情報コーナーが設置され、美術図書の配架と閲覧、情報端末2台による所蔵品と図書資料の閲覧が可能となったが、図書の貸出・コピーサービスはなく、椅子のみで机の配置もないことから、 美術図書の活用が十分できないなどの問題が見受けられた。
- ・美術館のパンフレットには、美術館の紹介 とリニューアル・建築の概要が掲載されて いるが、使命が明記されておらず、発信力 が弱い。

エも多くの人が利用するなど、大濠公園でくつろぐ人々を館内に誘う 効果が発揮されていた。また、2階の改装されたレストランは大濠公 園に面して見晴らしもよく多くの人々が利用していた。 ・なお、PFI事業者によりエスプラナードを活用した美術館春祭りが 企画されており、ワークショップ、アートモニュメント、ライブペイ ント、縁日、飲食店街、キッチンカーなどを内容とする「千年夜市」 が3.21~3.26に実施される予定となっていた。 ・教育普及事業では、学芸員が自分の仕事、展示、研究、関心事につい て語る「つきなみ講座」が毎月1回行われており、訪問日も総館長に よる講座が開かれており、ホームページにも学芸員等専門スタッフの 一覧と専門分野の詳細が掲載されるなど、学芸員の顔が見えるような 取組により来館者との距離が近いという印象を持った。 ・訪問調査の結果として、リニューアル基本計画に掲げた「つなぐ、ひ ろがる美術館」やホームページに掲げた使命と方針に向かって着実な 活動を進めていることが確認できた。 京都市 ○2022.11.12 (土) に訪問 京セラ 美術館のパンフレットとしてフロアガイドと年間スケジュールがある ・館の使命がHPや美術館のパンフレットに が、館の使命やコレクションポリシーの掲載はなく、美術館の目指す 掲載されず、使命を発信している媒体がない 姿や館のメッセージの発信は意識されていないように見受けられた。 ことから、メッセージが伝わらない。 ・このため、市外からの来館者には京都市ではなく京セラが運営する美 ・広い館内にカフェは1か所しかなく休日は 術館であると受け止められかねないと感じた。 早い時間帯から入店待ちができるなど利用 ・リニューアル事業の一番のシンボルとも言えるファサード=「ガラス・ しづらい。複数のカフェの設置など利便性の リボン」の透明で軽やかな流線型の意匠は、歴史的建築との美しい融 向上が課題 合を見せるだけでなく、メインエントランスや地下1階に新設したミ ュージアムショップ、カフェなど美術館の内と外とを繋ぐ場として機 能していると実感した。 ・敷地の北西の角の地下1階の新進作家を中心に発信するスペース 「ザ・トライアングル」は、地上からも地下1階からもアクセスが可 能となっていたが、メインエントランスからも遠く、来場者は少なか ったことから、このスペースへ誘導する仕掛けが必要と感じられた。 また、現代アートのため、単に鑑賞するだけでは意味を汲み取ること が難しいことから、来館者の理解を支援する工夫もされているが不十 分であると感じた。 ・訪問日は土曜日で非常に多くの来館者でにぎわっていたが、カフェは 1か所しかなく早い時間帯から混んでおり、カフェに入るのに相当の 時間を要することから、複数のカフェをバランスよく設置することも 必要であったと思われる。

滋賀県立 ○2022.11.11 (金) に訪問 ・正面玄関前のスペースは広く、覆いのついたテーブル席が設置されて 「公園のなかのリビングルーム」を目指した おり、入り口から中に入ると館内は統一的なコンセプトでデザインさ 改装により、休憩しやすい空間にはなってい れ、びわこ文化公園の来園者が気軽に立ち寄りやすい工夫がなされて るが、複数の館内スタッフから来館者への視 線を遮るものが少なく、美術館以外の利用で いた、 ・1階ロビーにはミュージアム・ショップとカフェが一体化して設置さ は居心地の良さを感じることは難しい。 れているが、カフェの軽食メニューはわずかで、昼食をとるには物足 ・美術館のパンフレットがなく使命やコンセ りなく、ドリンクを飲む場合もロビー内の椅子とテーブルが設置され プトはHPに掲載されているだけであり、使 命やコンセプトをどのように伝えるかが課 ているものの、入り口やチケット窓口、ショップのスタッフから来館 者への視線を遮るものがなく、その視線が気になりリビングルームの ように居心地の良さを感じることは難しいと思われた。 ・びわこ文化公園内の他の施設や遊歩道、広場 ・2階に新設されたファミリー・ルームは平日のため家族連れないなか などが老朽化しており、美術館だけが再整備 ったが、子供を伴わない一般来館者は利用できなかった。 されているため、周辺環境との調和がとれて ・県内作家等が小規模な展示を行うことができるポップアップ・ギャラ いない。びわこ文化公園全体の再整備が課題 リーは1階の中央の目立つ場所にあり目を引いたがスペースがもう少 である。 し広いとよいと感じた。 ・当館のチラシや年間スケジュールなどのパンフレットがなく、美術館 の使命やコンセプトを来館者に伝える媒体がなかった。、 ・一方、子供向けの美術館の館内マップと館の周りの探検マップがあ り、子供連れには美術館を身近に感じさせるのに効果的であると思 う。 ・ロビーをはじめ館内各所、エントランス前にゆっくり休憩できる椅子 やテーブルが設置され、バスの時刻も電子掲示板に表示されており、 鑑賞のための来館者には心地よい空間となっている。 ・びわこ文化公園内の他の施設や遊歩道、広場などが老朽化しており、 美術館だけが再整備されているため、周辺環境との調和がとれていな い。特に六角広場は汚さが目立ち、県立図書館も老朽化とともに狭隘 化が目立ち、美術館との連携も図られていない。びわこ文化公園全体 の再整備が課題であると考える。 宮城県 ○2023.5.21 (日) に既存館を訪問 (2023年6月19日(月)からリニューアルに向けて休館) ・本館にエレベーターが1機しかなく、リニ ・当館は広瀬川の河岸の緑と青葉山など自然に囲まれ、近隣には仙台国 ューアルでは車椅子利用に対応できるよう 際センターや仙台市博物館、東北大学川内キャンパスなど教育、文 スペースを広げてロビーに面するように向 きを変えるとしているが、バリアフリーへ 化、交流施設が集積しており、立地環境の良さが確認できた。

の十分な対応が図られるのか注視する必要

がある。

道路からの館内へのアクセスは、広い前庭からのアプローチを通り、

右側の中庭との間を進んで館の正面入口に至る。また、1階の展示室

の入口は広いエントランス・ロビーの奥にあり、2階の展示室へは右

- 側の階段を上って左奥の入口に至るレイアウトとなっており、来館者が作品を鑑賞する前に広い空間を通ることで非日常の芸術体験への準備ができるようにとの建築家・故前川國男氏の意図が体感できた。
- ・1階の展示室では、コレクション展示「リニューアル直前!宮城県美術館の名品勢ぞろい」、2階の展示室では特別展「伊達政宗と杜の都・仙台―仙台市博物館の名品―」(同博物館は改装のため休館中)が開催され、幅広い年代の方々が鑑賞されていた。
- ・コレクション展示では毎週土曜にギャラリートークが開催され、また、講堂では毎月美術講座が開催されており、今月の美術講座は『日本画』とは何か。」をテーマとした講座(古田亮、荒井経氏を講師として2回開催)であった。
- ・創作室には、作品制作用の機械・工具等を備えており、誰もが自由に 利用でき、美術に関する相談にも対応するほか、毎月開催されるワー クショップやキッズ・プログラムでも活用されている。
- ・当日はワークショップ「せんをさがす (意思を手繰る)」が開催され、 展示室での描かれた線を深くみる活動と創作室での線の描き方を実験 する活動が行われており、1階の展示室で参加者15名と学芸員の活 動に遭遇し、当館が培ってきた充実した教育普及プログラムの一端を 垣間見るとともに学芸員と利用者の距離の近さを実感した。
- ・佐藤忠良記念館は、地元出身の彫刻家から作品寄贈を受けて設置されたものであり、地下の「アリスの庭」を挟んで本館と隣接しており、前庭からの入口のほか、本館の1階奥の通路でつながっている。建物の敷地内の「前庭」、「アリスの庭」、「北庭」にはところどころにパブリックアートや野外彫刻が設置され、周辺の自然環境との調和が図られていることが窺えた。
- ・特に、前庭のアプローチに設置されている国際的な美術家ダニ・カラヴァンの《マアヤン》は、美術館建物を背景とした白い列柱で周辺の屋外環境と一体となった環境アートであり、また、北庭にある新宮晋の《時の旅人》は美術館開館記念展の出品作品であり、仮に美術館の移転新築を進めようとした場合にはこうした場所や建物と密接な関係をもって設置された屋外作品については、、著作者の意向だけでなく価値の毀損・変容なども含めて様々な問題が生じることから、解決方法を見出すことは困難であったのではないかと考える。
- ・本館のレストランは中庭に面し、昼食時には館内の席とテラス席が満席となり賑わっていた。一方、隣接するミュージアムショップは狭く 品揃えも少なかったことから、リニューアルでレストランとショップ を拡充する必要性は理解できた。

- ・訪問時に、佐藤忠良記念館で高齢の婦人が帰る方向や方法がわからなくなって展示室のスタッフに質問している場面に遭遇したが、総合受付の方で相談するよう答えていた。近年、新設館やリニューアル館では、交通機関の運行時間をデジタルサイネージ等で表示する取組も見受けられるが、高齢者や障害者など様々な事情や背景を持つ来館者に対する人による柔軟な対応も必要と考えられ、ソフト・ハード両面でのバリアフリー対応が課題である。
- ・東日本大震災でも影響がなかった建物や屋 外作品を見学し立地環境の良さを体感した ことにより、移転新築の候補地とされた場 所の立地環境は確認していないものの、既 存館の増改築という当初方針は合理的であ ったと考える。収蔵スペースの不足など先 送りした諸課題への対応として、近い将来 の増築は必須と考えられることから増築の 時期を見極めてその準備をしておくことが 課題であると考える。

(6) 方針変更した2館(滋賀県、宮城県)の経緯

3 │ 滋 │ ○当初の方針からの変更について

賀県

4

- ・当初の方針では、近代・現代美術に加えて、2008(平成20)年4月から休館していた琵琶湖文化館の機能の継承による神と仏の 美、アール・ブリュットの3つの美を取り扱う新生美術館としてリニューアルすることを目指し、現施設の増改築の入札まで進ん でいたが、入札不落となり、建設単価の高止まりの中で増改築等施設整備費の上限の47億円に収めることができないと判断し、現 施設の老朽化対策を優先した改装(11億円)に方針を変更した。
- ・一方、休館していた琵琶湖文化館は、2021 (令和3) 年3月に新・琵琶湖文化館基本計画を策定(延床面積6,700 ㎡、整備事業費69億円)し、2027 (令和9) 年度の新設・開館を目指すこととし、2022 (令和4) 年8月にPFI・BTO 方式を導入することとした(2042年まで約20年の設計・建設、維持管理・運営、103.6億円(県直営より4.9%減の見込み))。
- ⇒当初方針を変更した結果、現施設の改装費 11 億円と琵琶湖文化館の建設費予定額69 億円の合計は80 億円になり、当初の方針の2 館統合の増改築整備費上限額47 億円を大きく上回り、1. 7 倍となっているだけでなく、現施設の収蔵庫のスペース不足や創作・交流空間のスペース不足などの問題も解消されずに先送りとなり、当初方針の手続きに要した時間、労力、コストも無駄になっている。

こうしたことを勘案すると、当初方針に沿って整備費を増額して進めた方が2館整備にかかる公費負担額が少なくなった可能性があり、既存館の諸課題の先送りも避けられ、仮に2館の統合に適正化債が活用できればさらなる公費負担軽減の可能性もあり得たと考えられる。なお、建設費の高騰は外部要因であり、鳥取県のように事業者との契約後に増額の予算措置をしている例も見受けられることから、関係者の理解を得ることは可能であったと考える。

【滋賀県の方針変更による施設整備費の比較】

	旧・近代美術館	新・琵琶湖文化館	計
当初方針 (新生美術館)	47 億円 (2 館の統合に向けた増改築工事費の上限)		47 億円+増加額
方針変更(別々に整備)	11億円+先送り分	69 億円	80億円+先送り分
	(小規模改装実績)	(新設整備費見込)	

⇒美術館のリニューアルに際しては、設置自治体の負担額の大きさから経済合理性や財政規律が極めて重要な要素となり、首長の考え方に左右される部分が大きく、議会や市民をはじめ多くの利害関係者の理解や調整も必要となる。

しかしながら、こうした視点を優先しすぎるのではなく、美術館が将来にわたり市民や地域にもたらす多面的な価値を首長や利害 関係者が十分理解できるよう、設置自治体の美術館関係者と担当部署が共通の認識のもとに十分な説明を尽くした上で適切な判 断・決定につなげていくことが求められる。また、財務面の制約により方針変更となる場合も、変更手続きの透明性を確保しなが ら、変更に伴う諸課題への対応方針も早期に策定し明示していく必要がある。

9 宮

○当初方針からの変更と再変更について

城県

- ・2015 (平成27) 年5月に教育委員会 (教育庁生涯学習課) が有識者によるリニューアル基本構想策定に係る懇話会を設けて、これからの美術館に求められる役割や機能を整理し、2017 (平成29) 年3月にリニューアルの方向性を示した宮城県美術館リニューアル基本構想を策定した。
- ・引き続き、教育委員会は同年8月に有識者によるリニューアル基本方針検討会議を設け、基本構想を踏まえて具体的内容を検討 し、2018 (平成30) 年3月に「宮城県美術館リニューアル基本方針」(大規模改修・増築有)を策定し、2024 (令和6) 年度の開館 を目指すこととした。

- ・一方、過去に建設された公共施設等の老朽化対策が全国的に大きな課題となる中、国は2013 (平成25) 年 11 月に「インフラ長寿 命化基本計画」を策定し、また、2014 (平成26) 年 4 月に総務省は全国の地方自治体に対して公共施設の老朽化対策として公共施 設等総合管理計画や個別計画の策定を要請し、2017 (平成29) 年には統廃合、長寿命化等に活用できる「公共施設等適正管理推進 事業債」を創設し、元利償還金に対する支援(交付税措置)を行うこととした。
- ・これを受け、宮城県は2016(平成28)年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を定め、2020(令和2)年度を目標に個別施設計画を策定することとしたが、震災復興・企画部が中心となって特に老朽化が進行し建替えや大規模修繕等の対応が見込まれる1 の施設(美術館を含む)を抽出し、施設を所管する部局と協議・調整を行うほか、2019(令和元)年5月には有識者による「県有施設再編等の在り方検討懇話会」を設けて、再編整備について検討を行うこととした。美術館についても現施設の改修(増築有)の基本方針は策定済みであったが、老朽化が進む県有施設の再編整備等を全庁的に検討するに当たり、移転・新築等の選択肢も含めて再検討を行うこととした。
- ・その後、2019(令和元)年11月の「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の第4回会合で、美術館を他の2施設(県民会館、みや ぎNPOプラザ)と集約・複合化して仙台医療センター跡地へ移転する案が示された。
 - ○美術館を移転する主な理由(事務局)第4回会合の資料・議事録より
 - ・移転によるメリットを総合的に勘案(基本方針の策定時は移転という選択肢の想定がなかった)
 - ①ユニバーサルデザインへの配慮、大型化が進む全国的な巡回展・展示への対応、コレクションや常設展示の充実など美術館の課題について、移転により抜本的な対応が可能
 - ②現地改修の場合の長期間の休館を回避できる
 - ③各施設の会議室・研修室・飲食スペース等の共有化により、施設規模の適正化を図ることができ、有利な起債制度の活用による財政面での利点が期待できる
 - ④劇場と美術館は、文化芸術の振興という共通項での施設同士の親和性が高く、音楽、演劇、美術が一体となった文化芸術の振興・継承の拠点となる
 - ⑤美術館にとって、NPOとの接点を持ちやすくなり、連携・協働の可能性が広がる
- ・この移転新築案は、2018 (平成30) 年3 月に教育委員会主導で策定された「宮城県美術館リニューアル基本方針」(大規模改修・ 増築有)を変更するものであり、公表直後から報道機関や議会、美術関係者、美術館愛好者などの県民から多くの疑問や反対、慎 重な対応を求める意見が数多く表明され、団体からの要望書や意見書も提出された。
- ・2020 (令和 2) 年 3 月に、県有施設等の再編に関する基本方針を策定したが、疑問や反対の声を踏まえ、美術館については方針を 決定せずに集約・複合化する方向で更に検討を進めることとし、検討に当たっては現地改修と移転新築のメリット・デメリットを 整理することとした。
- ・その後も反対や慎重な対応を求める意見が報道機関等を通じて表明され、2020(令和2)年11月に知事は定例記者会見で、移転を 断念し増築無しで現地改修により存続させる方針(再度変更)を表明した。その理由として、美術館の文化的価値を再評価し、財 政面も考慮した上で、最終判断したとしている。

【県の説明の要点】県民会館・NPOプラザは移転集約

- ・①美術館も移転新築、②現地改修(増築有)、③現地改修(増築無)の3案を検討 (「文化的視点」と「行政経営的視点」の両立の観点から、③現地改修(増築無)の案を追加して検討)
- ・現美術館の課題への対応と30年間のライフサイクルコスト (整備費、運営費、大規模修繕) を比較し、メリット・デメリット を分析

- ・事業費総額では3が最も優位であり、②はすべてにおいて割高となる。国の有利な起債を活用する場合①が県の財政負担が最も小さいが、活用条件として現施設の除却(機能転用、譲渡、撤去)が必要となり現実的に困難。
- ・したがって、③現地改修(増築無)を基本として今後の検討を進める。
- ・なお、県民会館、みやぎ NPO プラザは当初の計画通りに仙台医療センター跡地に移転集約

⇒過去に建設した多くの公共施設等が更新時期を迎える中で、今後の財政負担を抑制するため、施設の集約化・複合化によりスリム 化を図り、国の有利な起債を活用する方法を検討することは適切であると考える。今回のケースは、県民会館とNPO プラザの統合 による移転新築だけでは適正化債の対象とならない中、美術館を加えることで適正化債の対象として国の支援措置が受けられると いう大きなメリットが生じたことから、現施設の改修(増築有)方針決定後に他施設との集約・複合化を再検討することとなり、 混乱を招いたものである。

【施設整備費(工事費+設計・監理費)の比較】(調査・申請費、美術品移送・保管費を除く)

	美術館	県民会館・NPOプ	3施設合計	適正化債の対象(※)
		ラザ		
当初方針(改修・増築有)	58.8億円	252 億円	310.8億円	(長寿命化) 58.8億円
方針変更(移転・複合化)	(3施設統	· · · · ·	322.8億円	(集約・複合化) 322.8 億円
最終方針(改修・増築無)	30 億円	252 億円	282 億円	(長寿命化) 30億円

(※) 長寿命化事業 : 起債充当率90%、交付税措置率30~50% (財政力指数で変動)

集約·複合化事業:起債充当率90%、交付税措置率50%

⇒県民会館とみやぎ NPO プラザの統合による移転新築費 252 億円に対し、実質 45%の国の交付税措置がされれば財政上極めて大きいメリットである。一方で、適正化債の条件として統合前に対応する施設の延末面積が減少することが必要であり、3施設統合案では美術館の延床面積が 15, 120 ㎡から 11, 680 ㎡に減少し、3施設の共用部分 2, 780 ㎡を加えても 14, 460 ㎡と実質 660 ㎡の減少となる中で、県民会館も基本構想が策定済であったが延床面積は既存の 12, 470 ㎡から 17, 058 ㎡へと大きく増加しており、美術館のようにスリム化はされていない。また、3施設の統合案の中で、美術館のリニューアル基本方針の機能を実現するとされていたが、リニューアル基本方針を検討した有識者に諮っていない統合案が仮に具体化された場合、どこまで当初の基本方針を反映できたかは疑問が残る。

【方針変更による施設規模(延床面積)の比較】

	美術館	県民会館	NPO プラザ	統合時の共有化想定(※)	合 計
既存施設	15, 120 m²	12, 470 m²	1, 262 m²		28, 852 m²
当初方針(改修・増築有)	18, 175 m²	17, 058 m²	1, 137 m²	3, 932 m²	40, 302 m²
	(+3, 055 m²)				
方針変更(移転・複合化)	11, 680 m²	17, 058 m²	1, 132 m²	2, 780 m²	32, 650 m²
	(▲3, 440 m²)				
最終方針(改修・増築無)	15, 120 m²	17, 058 m²	1, 137 m²	3, 932 m²	37, 247 m²

(※) ギャラリー、会議室、講堂・スタジオ、アトリエ、カフェ等を想定

⇒また、3施設の統合が困難であると明確になった時点で、行政の無謬性や説明責任を勘索すると現施設改修(増築有)案に戻ることは困難であり、財政負担軽減の観点から増築無の現施設改修に着地せざるを得ない面があったのではないかと考える。一方で、 美術館の施設整備費が改修(増築有) 58.8 億円から改修(増築無) 30 億円に減額され一部課題が先送りされたことに対し、令和3

- 年3月に策定された県民会館とみやぎNPOプラザの統合による移転新築の基本構想では必要な機能を果たすために施設整備費が約250億円とされており、スリム化など行政経営的な視点が両者に同じように適用されたのか疑問が残る。
- ⇒美術館の課題は展示環境の整備、収蔵庫の拡充、教育普及事業や交流機能の充実など施設の狭隘化に起因するものが多いことから、今回の結論となった増築無の現施設の改修案では既存のスペースの見直しにより必要な機能を果たせるよう工夫されたと考えるが、収蔵スペース不足の解消や今日的な美術館の機能を踏まえて十分なスペースが確保されたのか疑問が残る。
- ⇒美術館のリニューアル基本構想や基本方針の検討時に再編案が選択肢に入っていれば、今回の結論となった増築無の改修ということではなく、現施設の除却や現施設の増築の必要性についても客観的な検討がなされたものと考える。
- ⇒また、故前川國男氏設計の現施設の除却(機能転用、譲渡、撤去)が可能であれば選択されたであろう3施設の集約・複合化により移転する案でも、統合前に対応する施設の床面積の減少が要件となる適正化債を活用する場合、異なる種類の公共施設との統合では共有化できるスペースが限られ、その減少分では、先述のように美術館の課題に対応できる十分なスペースの確保までには至らなかったのではないかと考える。
- ⇒適正化債の集約化・複合化事業については、美術館を含む博物館などの同種の施設の集約化であれば共有化できるスペースも多く、その減少分を収蔵庫の拡充などに充当できる余地も大きくなり有効性が高いと考える。同一自治体で複数の博物館、美術館を設置している事例も多く、また、複数の地方自治体が連携して実施する事業も対象となることから、多くの地方の公立博物館や美術館の老朽化が課題となる中で、リニューアルによる存続につなげるためにも、設置自治体の負担軽減や美術館の機能拡充に向けて適正化債を効果的に活用することが望まれる。
- ⇒適正化債については、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度まで5年間事業期間を延長されていることから、特に老朽化が 進行し単独でのリニューアルが難しい市町村立の美術館や博物館においては、早めに設置自治体の担当部局に相談・協議を行い、 都道府県に対して老朽化対策の協議会の設置などの課題の共有や解決に向けての要望を行うなどの対応が必要と考える。
- ⇒美術館のリニューアルに際しては、設置自治体の負担額の大きさから経済合理性や財政規律が極めて重要な要素となり、首長の考え方に左右される部分が大きく、議会や市民をはじめ多くの利害関係者の理解や調整も必要となる。しかしながら、こうした視点を優先しすぎるのではなく、美術館が将来にわたり市民や地域にもたらす多面的な価値を首長や利害関係者が十分理解できるよう、設置自治体の美術館関係者と担当部署が共通の認識のもとに十分な説明を尽くした上で適切な判断・決定につなげていくことが求められる。また、財務面の制約により方針変更となる場合も、変更手続きの透明性を確保しながら、変更に伴う諸課題への対

応方針も早期に策定し明示していく必要がある。

資料2 美術館の施設整備に活用できる国の支援措置(2023年度現在)

- (1) 公共施設等適正管理推進事業債(適正化債)に対する交付税措置
 - ・総務省が所管する地方債および交付税措置
 - ・2017 年に公共施設の長寿命化、統合などに活用できる地方債として創設 (2022 年度から 2027 年度まで 5 年間事業期間延長)
 - ・都道府県、市町村が設置する美術館に活用可能(宮城県が活用予定)

①集約化·複合化事業

・対象事業:統合前に対応する施設の延床面積が減少する事業

(新たな機能の追加部分は対象外)

(既存施設の廃止(除却、転用、譲渡)が統合後5年以内に行われることが必要) (集約化とは同種の公共施設の統合、複合化とは異なる種類の公共施設の統合)

・支援措置:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率50%(国の実質支援45%)

| 大阪旧画・九ヨギ 50 /0、九州頂座亚に対する文下

②長寿命化事業

・対象事業:施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

(改修により面積増加の場合、改修前の施設の面積を上限として対象事業費算出)

・支援措置: 充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%(財政力により変動)

(国の実質支援27%~45%、宮城県は財政力指数を令和元年度の38.5%で試算)

③転用事業

・対象事業:他用途への転用事業

・支援措置: 充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50% (財政力により変動)

(国の実質支援27%~45%)

④立地適正化事業

・対象事業:コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

(国庫補助事業を補完する地方単独事業)

・支援措置:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%(財政力により変動)

(国の実質支援27%~45%)

⑤ユニバーサルデザイン化事業

・対象事業:公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業業

・支援措置:充当率90%、元利償還金に対する交付税措置率30~50%(財政力により変動)

(国の実質支援27%~45%)

⑥ 除却事業

対象事業:公共施設等の除却を行う事業

・支援措置:充当率90%、交付税措置無し

(2) 市町村の都市再生整備計画に対する社会資本整備交付金

- ・社会資本整備総合交付金は国土交通省が所管する地方自治体向け個別補助金を一つの交付金に原則として一括し、自由度が高く創意工夫を活かせる総合交付金として2010(平成22)年度に創設
- ・同交付金の対象となる都市再生整備計画事業のうち、立地適正化計画を策定している市町村を対象とした都市再構築戦略事業を活用して八戸市は施設整備を進め、2020(令和2)年度からは後継の支援事業として設けられた都市構造再編集中支援事業を活用して、引き続き整備を進めた。
- ・ 市町村が美術館を都市機能誘導施設(教育文化施設)として都市再生整備計画(立地適正化計画)に位置付けている場合に支援(八戸市が立地適正化計画に基づき支援を受けている)

○国土交通省の立地適正化計画に基づく支援事業

2019 年度まで「都市再構築戦略事業」→2020 年度から「都市構造再編集中支援事業」

- ・対象事業 市町村の都市再生整備計画(都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画)に基づき実施される事業をパッケージで支援
- 美術館 都市機能誘導区域内の基幹的誘導施設(教育文化施設) (博物館法に定める登録博物館、博物館相当施設)
- ・支援措置 国費率 50%、1箇所当り整備対象上限 21 億円 (複合施設・市町村共同施設の場合上限 30 億円)

(3) 中心市街地活性化計画に対する交付税措置

- ・総務省が所管する地方債および特別交付税措置
- ・1998年制定の中心市街地の活性化に関する法律に基づき支援スキームを整備
- ・市町村が中心市街地活性化のため、都市機能の集積のための都市福利施設(教育文化施設)として 美術館を整備する場合に一般単独事業債の元利償還金に対する特別交付税による支援
- (八戸市が中心市街地活性化基本計画に基づき支援を受けている)
- ・対象事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う施設整備 (認定基本計画に位置づけられたもの)
- ・美術館 都市機能の集積のための都市福利施設(教育文化施設)
- ・支援措置 一般単独事業債の充当率75%、元利償還金に対する特別交付税措置率30% (国の実質支援22.5%)

資料3 美術館の制度・あり方に関する略年表

年 月	事項		
1949(昭和24)年 6月	・社会教育法制定 ⇒第9条第1項 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。 第2項 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて 定める。		
1951 (昭和26) 年 12月	・博物館制定(1952年3月施行) ⇒社会教育法の特別法		
1973 (昭和48) 年 11月	・「公立博物館の設置及び運営に関する基準」告示 ⇒ 博物館法第8条に基づく基準を初めて指定(数値基準あり)		
1998 (平成10) 年 3月	・公立社会教育施設整備費補助金の廃止 ⇒博物館法24条に基づき地方自治体が公立博物館を設置する際の国の施設整備費補助を廃止 ⇒激甚災害を受けた公立博物館の復旧については、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律により、登録・相当施設以外の博物館も補助		
6月	・美術品の美術館における公開の促進に関する法律 →個人や法人が所管する貴重な美術品を文化庁に登録美術品として登録し、 登録博物館・相当施設である美術館での積極的な展示を促すもので、相続 が発生した場合、国債等と同じ順位での物納が可能		
1999 (平成11) 年 7月	 ・平成の合併推進 ⇒市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)の改正に基づき、 1999年~2005年までは合併特例債など手厚い財政支援措置により推進 2005年以降は市町村の合併の特例等に関する法律(現行合併特例法)に基づく国・都道府県の積極的な関与により推進 ⇒市町村数は1999年3月末の3,232から2010年3月末には1,730まで減少(2023年3月末で1,718) ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI 		
	法)制定(同年9月施行) ⇒2000(平成12)年3月に基本方針が策定され、PFI事業の枠組み整備		

2001 (平成13) 年 1月 ・国立博物館・美術館の独立行政法人化 ⇒独立行政法人立の博物館も、従前の国立と同様に登録博物館の対象外とさ れ、博物館相当施設として国が指定 ・日本博物館協会報告書『「対話と連携」の博物館』「(文部省委託研究事業) ⇒バブル崩壊後の社会経済情勢の変化も踏まえ 21 世紀に対応する博物館 のあり方を示すもの ⇒「市民とともに新しい価値を創造し、生涯学習活動の中核として機能す る、新時代の博物館」像を提起 ⇒「対話と連携の8原則」 ① 博物館活動の全工程を通して対話 ② 利用者、潜在利用者の全ての人々と対話 ③ 年齢・性別・学歴・国籍の違いと障害の有無を超えて対話 ④ 時間と空間を超えて対話 ⑤ 規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携 ⑥ 学校、大学、研究所等と連携 ⑦ 家庭、行政、民間団体、企業等地域社会と連携 ⑧ アジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係機関と連携 12月 文化芸術振興基本法制定 ⇒「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定 2003 (平成15) 年 3月 ・日本博物館協会『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』 ⇒『「対話と連携」の博物館』をもとに、大綱化・弾力化される新しい博物 館の設置・運営基準と評価のあり方を検討 ⇒『市民とともに創る新時代博物館』として次の視点を提示 ① 社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う博物館 ② 社会から託された資料を探求し、次世代に伝える博物館 ③ 知的な刺激や楽しみを人々と分かち合い新しい価値を創造する博物館 ⇒各博物館における9項目の活動指針を明示 6月 ・「公立博物館の設置及び運営に関する基準」一部改正告示 ⇒数値基準の削除による大綱化・弾力化 ・地方自治法の一部改正施行による指定管理者制度導入 9月

2007 (平成 19) 年 6月 ・『新しい時代の博物館制度の在り方について』(文部科学省社会教育課語 「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」) ⇒博物館登録制度・学芸員養成課程の見直しなど博物館法の抜本改正を したが、省内調整がつかず、翌年の法改正での抜本改正は見送り	
	- 1火口
2008 (平成 20) 年 6月 ・博物館法改正 ⇒教育基本法改正で明示された「生涯学習の理念」を踏まえ、博物館が事業に「学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業」加 ⇒博物館協議会の委員の範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を ⇒社会教育施設の運営能力の向上に向け、その運営状況に関する評価が善並びに地域住民等に対する情報提供に努める規定を新設	を追と追加
2011 (平成 23) 年 4月 ・展覧会における美術品損害の補償に関する法律制定 ⇒展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合は国が所有者に特に高額な評価額やテロなどにより海外からの作品借用の保険料が高なることから、国が損害を補償することで保険料負担の軽減を図り開催を支援	高額と
12月 ・「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示 ⇒私立博物館も新たに対象として「公立博物館の設置及び運営に関する 準」を全部改正	益基
2012 (平成 24) 年 7月 ・日本博物館協会「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」を制定 ⇒すべての博物館に共通する社会的機能のあるべき姿を提示	
2013 (平成 25) 年 10月 ・地方自治体の博物館に地方独立行政法人化を適用可能とする政令改正 ⇒2019 年 4 月に大阪市が初めて市内 5 館で構成する「地方独立行政法」 阪市博物館機構」を発足	人大
2014 (平成 26) 年 4月 ・総務省から自治体あて「公共施設等総合管理計画」の策定要請 ⇒2013 年に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」を参考に 2016 までの策定を要請	年度
2017 (平成 29) 年 3月 ・日本博物館協会「博物館登録制度のあり方に関する調査研究報告書」 ⇒博物館登録制度の見直しに向けて、基本的方向性の整理と登録基準第 体化	きの具

4月	 ・公共施設等適正管理推進事業債の創設 ⇒地方自治体の公共施設の長寿命化、他施設との統合等(個別施設計画作成)を起債対象とし、元利償還金に対する財政支援(交付税措置)
6月	・文化芸術基本法制定(2001年制定の文化芸術振興基本法を改正) ⇒文化芸術の施策の推進においては、文化芸術の新興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連分野の施策を法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される価値を文化芸術の継承、発展及び創造につなげる好循環を創出していく ⇒政府に文化芸術推進基本計画の策定を義務付け、都道府県・市町村には地方文化芸術推進基本計画の策定の努力義務
7月	・日本学術会議提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正に向けて」⇒文化財保護法と博物館法の一元化
2018 (平成30) 年 3月	・文化芸術推進基本計画(閣議決定) ⇒美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。
6月	・文化財保護法の改正 ⇒文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むため、地域の文化財の計画的な保存・活用の促進を図ることとしその重要な役割を担う機関として博物館を想定
10 月	・文部科学省設置法改正 ⇒ 博物館に関する事務を文化庁に一元化
2019(令和元)年 6月	・公立博物館の所管について教育委員会から首長部局への移管が可能 ⇒「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第9次地方分権一括法)により地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)について地方自治体の条例により教育委員会から首長部局

9月	への移管が可能となり、博物館法も改正され、首長部局が所管する博物館 も同法の公立博物館の対象となり登録博物館になることが可能 (従前の公立博物館は教育委員会が所管するものに限定) ・国際博物館会議(ICOM: イコム)京都大会
	⇒「文化をつなぐミュージアム」を提唱
11 月	・文化審議会に博物館部会を設置 ⇒ 博物館制度の課題と今後の在り方について検討開始
2020 (令和 2) 年 4月	・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化振興の推進に関する法律 (文化観光推進法)制定 ⇒文化資源を有し観光事業者と連携する博物館を「文化観光拠点施設」と し、地域における文化・観光・経済の好循環を形成していく
8月	・日本学術会議提言「博物館法の改正に向けての更なる提言~2017 年提言を 踏まえて~」 →登録博物館制度から新しい認証博物館制度への転換と第三者機関の設置
2021 (令和 3) 年 2月	・文化審議会博物館部会に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置
8月	・文部科学大臣から文化審議会に諮問 ⇒「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」
12月	・「博物館法制度の今後の在り方について(答申)」(文化審議会) ⇒今後必要とされる役割・機能について、 ①「文化をつなぐミュージアム」として地域のまちづくりや産業活性化、 社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化や SDGs など社会的・ 地域的課題と向き合うための場 ②実物(もの)に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の 共有の場 ③デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築 ⇒これからの博物館に求められる役割・機能(5つの方向性) ①「守り、受け継ぐ」資料の収集・保管・蓄積と文化の継承 ②「わかち合う」資料の展示、情報の発信と文化の共有 ③「育む」多世代への学びの提供

- ④「つなぐ、向き合う」社会や地域の課題への対応
- ⑤「営む」専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上 これらの役割・機能の発揮により、国民生活にとってより身近で欠かせな いものとなり、その価値に対してさらなる支援・投資がなされ、経営基盤 の充実による博物館価値を高める好循環の形成を目指す
- ⇒新しい博物館制度の方向性
 - ・理念と目的

「底上げ」: 規模の大小にかかわらず要件を満たす各地域の博物館を広 く振興し、その活動と経営を改善向上

「盛り立て」予算措置を含む総合的な施策の推進により創意工夫や新た なチャレンジを支援

- →博物館と資料について、国民により身近で必要なものとして価値が 向上し、更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されていく好 循環の形成
- ・制度見直し

設置主体の拡大、教育委員会の審査の際に専門家の意見聴取、定期的な報告による水準の維持・向上、他館や関係機関との連携の促進、総合的な博物館振興策の推進

- ⇒学芸員制度については中期的課題として引き続き検討
- ⇒その他で「災害や博物館の閉館に際して、蓄積された博物館資料を保存 し、次世代に伝えていくことの重要性について指摘がなされた」との記載 あり

2022 (令和 4) 年 4月

- ・博物館法の一部改正(2023年4月施行)
 - ⇒①博物館登録制度について、地方公共団体、一般社団法人・財団法人、宗教法人等に限定していた設置者要件を改め、法人類型に関わらず登録可能とする。設置者には経済的基礎や社会的信望を要件として加え、都道府県教育委員会の審査では学識経験者の意見聴取を義務付け
 - ②博物館の事業に資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力向上への取組みを努力義務化